

令和2年第1回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和2年3月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和2年3月10日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席委員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
建設部技術担当部長	林武史

総務部次長	堀野辰夫
民生部次長	西岡隆司
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	桑垣誠
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	花岡秀城
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	立花太郎
子育て・健康推進課長	佛圓至裕
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福嶋春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~○~~~~~

8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ

いて（梶山孝之）

日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（木村 子）

日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（荒谷直美）

日程第 9 議案第 1 号 熊野町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案について

日程第 10 議案第 2 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案について

日程第 11 議案第 3 号 機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例案について

日程第 12 議案第 4 号 熊野町防災・減災まちづくり条例案について

日程第 13 議案第 5 号 熊野町監査委員条例の一部を改正する条例案について

日程第 14 議案第 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 15 議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 16 議案第 8 号 熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案について

日程第 17 議案第 9 号 熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9時30分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第1回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、中島議員、5番、尺田議員、6番、竹爪議員の3名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より18日までの9日間にしたいと思います
が、これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より18日までの9日間と
することに決定しました。

これより議案等の説明を求めため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。
暫時休憩します。

（休憩 9時31分）

（再開 9時33分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（西村） 諸般の報告をいたします。

昨年12月16日、議会広報特別委員会が開催され、議会だより第113号の紙面構
成について協議をしました。また、同日、産業建設委員会が開催され、視察研修報告
について協議をしました。

12月19日、令和元年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議
長が出席しました。主な議案は、平成30年度各会計歳入歳出決算認定、令和元年度
一般会計補正予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、令和元年広島県海田高等学校財産組合議会が開催され、議長が出席しま
した。主な議案は、平成30年度決算認定、令和2年度一般会計予算で、いずれも原
案のとおり可決されております。

令和2年1月7日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第113号の
記事校正を行いました。

1月9日、同じく議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第113号の記
事校正を行いました。

1月10日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主

な協議事項といたしまして、令和元年度の広島県自治功労者表彰や、広島県町議会議員研修会等について協議されました。

1月12日、令和2年熊野町消防出初式が町民体育館で行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。また、同日、成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月17日、議会全員協議会が開催され、議会からの協議案件1件、報告案件3件について協議をしました。また、同日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第113号の記事校正を行いました。

1月21日、同じく議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第113号の最終校正を行いました。

1月23日、第37回全国都市緑化ひろしまフェア実行委員会第3回総会が広島市文化交流会館で開催され、議長が出席しました。主な議案として、令和元年度事業報告及び収支決算、令和2年度事業計画及び予算が原案のとおり可決されております。

1月27日、産業建設委員会が開催され、12月末時点における建設部及び水道部における令和元年度主要事業の実施状況について協議をしました。

1月29日、文教委員会が開催され、2学期の主要事業の実績状況、3学期の主要事業の事業計画について協議をしました。

2月9日、第47回熊野駅伝大会が開催され、表彰式に多数の議員が出席しました。また、議長が挨拶及び表彰の授与を行いました。

2月13日、福岡県大刀洗町議会建設経済委員会が、「自主防災組織等の取り組みについて」及び「災害復旧個所の現場視察」を目的とした視察研修で来庁され、議長と産業建設委員長が出席しました。

2月17日、令和元年度安芸郡町議会議長連絡協議会議員研修会が熊野町役場で開催され、多数の議員が出席しました。研修内容は、広島県地域政策局地域振興部長、來山哲氏から「地域の活性化」と題して講演をいただきました。

2月20日、令和2年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、令和2年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。

2月21日、令和元年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がパルテザ スタイル オブ ウェディングで行われ、多くの議員が出席しました。自治功労者等

表彰では、町議会議員として14年以上在職し、地方自治振興に寄与されたとして、大瀬戸議長が表彰されました。その後の研修会では、午前に、広報コンサルタント芳野政明氏から、各町の議会広報紙に対する講評が行われ、午後からは、「地域文化とまちづくり」と題して、劇作家・演出家の平田オリザ氏から講演をいただきました。

2月26日、令和元年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題として、令和2年度安芸地区における消防事務の運営経費が原案のとおり承認されております。

2月28日、議会全員協議会が開催され、執行部から提出された報告案件7件、協議案件2件について協議をしました。

3月5日、議会運営委員会を開催し、令和2年第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議をしました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されておりますので御紹介します。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料をごらんください。

令和元年12月13日、「妊産婦医療費助成制度等の創設を求めることについて」及び「『国による妊産婦医療費助成制度創設』を求める意見書採択を求めることについて」の陳情書が、広島県保険医協会理事長、長谷憲氏から提出されております。

令和2年2月5日、「電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会会長、迫谷章氏から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

令和2年度の予算編成に当たり、町長から施政方針演説の申し出がありましたので、これを許します。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 令和2年3月定例会に際し、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルスについて一言申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルスが県内で発生いたしました。町といたしましては、感染予防対策に万全を期すため対策本部を設置するとともに、各種イベントや事

業の中止・延期、学校の臨時休業、町立施設の休館の措置を講じるとともに、各種関係機関と連携を図りながら、町ホームページ、防災行政無線などにより、町民に情報を提供しているところでございます。現状では、町内に蔓延している状況にはなく、町民の皆様には、過剰に心配することなく、冷静な対応をお願いいたします。

さて、本町におきましては、平成23年3月に策定しました第5次熊野町総合計画が令和2年度で最終年度を迎えます。これまで、目指す将来像「ひと まち 育む 筆の都熊野」の実現に向け、着実にまちづくりを進めてまいりました。しかしながら、平成30年7月の豪雨災害の影響もあり、本町の財政状況は基金が減少し、町債は過去最高の残高を記録しております。また、今後も少子高齢化や公共施設の老朽化など、非常に厳しい状況が続くことが予想されます。

こうした状況にありながらも、復旧・復興を進め、必要な行政サービスを提供していかなくてはなりません。町の将来を見据え、強い信念を持って、選択と集中の視点に立った行政運営を進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、令和2年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たり、私の所信及び町政の基本方針を申し述べさせていただきます。

初めに、町政を取り巻く経済・社会情勢について申し上げます。

政府の経済見通しによりますと、雇用・所得循環の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれておりました。しかしながら、ここに来て急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症によって、経済状況の見通しは不透明であると言わざるを得ません。国の緊急対応策にも対応できるよう、しっかりと今後の動向を注視してまいります。

また、政府の予算基本方針におきましては、少子高齢化対策、一億総活躍社会の実現、人づくり革命、働き方改革のための対策推進や、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進め、加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、観光・農林水産業をはじめとした地方創生に取り組むとされております。本町におきましても、国の動向を注視しながら取り組みを進めるとともに、こうした国の動きに合わせた本町の各種施策を行うことで、昨年定めた熊野町災害復興計画の目的でもあります、町民の皆さんが安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住みたいと思える、未来へつながる復興につなげてまいりたいと考えております。

それでは、このような情勢を念頭においた、令和2年度の町政の基本方針と具体的な

取り組みについて申し上げます。

まず第一に、令和2年度は熊野町災害復興計画を踏まえた各種取り組みに対して、優先的に予算を配分し、町民が安心して暮らし続けることができるとともに、誰もが住んでみたいと思える町への復興に取り組んでまいります。

第二に、第5次熊野町総合計画が令和2年度に最終年度を迎えるため、総合計画のまちづくりの基本理念に沿った施策の再確認を行った上で、目指す将来像であります「ひと まち 育む 筆の都 熊野」の達成に取り組んでまいります。

第三に、これら施策を支える財政運営についてでございます。災害対応、減災・防災対策の強化、子ども・子育て支援の充実などの行政需要の増加に適切に対応するため、既存事業の見直しや事業の抑制に一層取り組み、健全財政の維持に努めてまいります。

それでは、令和2年度当初予算の部門ごとの取り組みの一端を説明させていただきます。

まずは、豪雨災害からの復旧・復興についてです。令和2年度も引き続き、全部門が一丸となり、復旧・復興に関連した事業実施をさらに加速させ取り組んでまいります。

初めに、住まい・生活の再建に関する取り組みでございます。

被災者の総合的な支援を行う地域支え合いセンター活動を、引き続き行ってまいります。見守り・巡回訪問など、被災者の方に寄り添いながら、引き続き生活の再建と自立の支援に取り組んでまいります。児童・生徒につきましても、学校、教育委員会、関係機関が連携し、今後も心のケアに努めてまいります。また、大原ハイツにおいて、平成30年7月豪雨により犠牲となられた方々を追悼するための場を整備いたします。この整備に当たりましては、地元、大原ハイツにお住まいの方々の御意見を伺いながら事業を進めてまいります。

次に、安全なまちへの復旧・復興に関する取り組みでございます。

平成30年7月豪雨により被災した河川や道路などの公共土木施設の復旧工事につきましては、引き続き着実に推進し、令和2年度末までに完成させるよう取り組んでまいります。また、国、県施工による砂防・治山ダムにつきましては、事業化されたものから順次、実施されております。こちらも施工業者や工事資材の不足によりおくれは見えますが、着実に進めていただいております。

次に、ゆるぎ観音駐車場と町界までの登山道についてですが、地元団体との協働により3年計画で再整備を進めております。また、林地崩壊防止事業として、町有緑地や

林地ののり面復旧工事を進めてまいります。

続いて、災害対応力の強化に向けた取り組みでございます。

ソフト面の整備といたしまして、平成30年7月豪雨による被害を風化させることなく、その教訓を後世へ伝承するため被災誌を作成いたします。また、初めての取り組みとして、熊野町防災フェアを開催したいと考えております。起震車による地震体験や土砂災害体験装置などにより、来場していただいた方にみずから体験していただくメニューを多くそろえ、防災・減災意識の向上を図ります。開催時期につきましては4月中を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により延期としましたので、今後適正な時期に実施したいと考えております。

防災教育に関しましては、児童・生徒への防災意識啓発と危機回避能力等を身につける教育に向け、引き続き教職員を対象とした防災研修の充実を図ります。各公民館、交流館においては、令和2年度も防災講演会を開催するなど、住民のさらなる防災意識啓発に努めてまいります。

ハード面の整備といたしましては、令和元年度から取り組んでまいりました防災行政無線のデジタル化整備工事が令和3年2月に完了いたします。この整備に合わせ、無線放送による情報伝達に加え、登録制メールや防災アプリなど、さまざまなメディアを活用した情報伝達手段を確保し、町民の皆様に避難勧告等の緊急情報を確実に伝達できるシステムを構築いたします。

同じく、令和元年度から取り組んでまいりました東部地域の新たな防災拠点施設となる、仮称でございますが、東部地域防災センターにつきましても、令和2年度で整備が完了いたします。また、避難情報の発令時に円滑かつ確実に避難行動ができるよう、東部地域防災センターや袋小路団地につながる狭隘な道路の拡幅や待避所等の避難路整備も引き続き進めてまいります。

続きまして、総務部門でございます。

総合計画につきましては、昨年度に引き続き第6次熊野町総合計画の策定作業を進めてまいります。昨年度、友好都市協定を締結しました三重県熊野市と、まずはイベントへの相互参加等から交流事業を進めてまいります。

次に、香草等利用活用推進事業につきましては、新たな観光資源開発のため、平成30年から香草や薬草などの園芸製品の開発に取り組むワークショップやイベントを実施しております。令和2年度も引き続き実施し、本町の新たな魅力発掘と町全体の活

性化推進に努めてまいります。

次に、筆産地の歴史と文化を生かした出会いと交流のあるまちづくりでございます。筆産業の振興と筆文化の継承を目的として建設した筆の里工房は、昨年、開館25周年を迎え、熊野町における観光拠点として、引き続き筆産業の振興と筆文化を広く周知する役割を継続させてまいります。

商工振興事業では、平成28年にくまの産業団地で操業を開始された事業所に対し、固定資産税と同額の企業立地奨励金を令和2年度も引き続き交付してまいります。この奨励金は5年間交付し、本町における当該企業の安定的な操業を図り、町経済の発展等に努めてまいります。

次に、民生部門でございます。

令和2年度から事務組織機構の改編の一つとして、住民視点に立ったサービスを展開するため、税務・住民窓口を組織的に統合し、税務住民課、収納管理課を設置いたします。住民ニーズを踏まえた窓口サービスを充実させるとともに、税等の収納対策や納税相談等の体制を強化してまいります。また、亡くなられた町民の方の手續について、御遺族の方の負担を少なくできるよう支援する「おくやみ窓口」を開設いたします。

住民基本台帳等事業では、住民基本台帳や戸籍に関する基礎データの正確性を確保し、システムの適正な管理を行うとともに、引き続き丁寧で迅速な窓口対応に努めてまいります。また、昨年3月から開始しております住民票などの各種証明書のコンビニ交付サービスにつきましても適正な運用に努め、交付の際に必要なマイナンバーカードのさらなる普及促進を図ってまいります。

子育て支援施策におきましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期熊野町子ども・子育て支援事業計画の具体施策と目標指標を踏まえつつ、各種事業の進行管理を行うこととしております。

次世代育成支援対策事業におきましては、新たにスマートフォンで管理する母子健康手帳アプリを導入し、妊娠・出産・育児までを継続してサポートしてまいります。また、昨年度から民間事業者の協力のもと実施しております、子ども地域見守りネットワーク事業につきましても、引き続き実施してまいります。

くまの・こども夢プラザ管理運営事業におきましては、くまの・こども夢プラザに保健師等の専門職を配置し、くまの版ネウボラの相談支援拠点とすることで、相談支援

体制の充実を図ってまいります。

また、子育て支援センター事業としましては、親子の絆づくりプログラムや育児相談、各種講座、ファミリーサポートセンター事業等を継続して実施してまいります。

保育所等運営事業におきましては、女性の社会参加の促進などにより、特にゼロ歳児から2歳児の保育ニーズが増加傾向にあるため、年度途中において待機児童が生じないよう、保育所・認定こども園を運営する法人と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、放課後児童健全育成事業におきましては、放課後に児童が安心して過ごせる生活の場を確保することで、引き続き共働き家庭等を支援してまいります。

感染症対策事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の今後の動向を踏まえて柔軟に対応するとともに、風疹追加対策は継続して実施し、10月から定期接種化されるロタウイルスの予防接種の円滑な実施に努めてまいります。また、乳幼児や高齢者等に対して、予防接種法に基づき予防接種を実施するとともに、新型コロナウイルスをはじめとする各種感染症に対する正しい知識の普及啓発に努め、町民の安全・安心を第一に迅速な対応に取り組んでまいります。

保健衛生総務事業におきましては、自殺対策事業として、このたび自殺対策基本法に基づき策定いたしますいのち支える熊野町自殺対策計画を踏まえ、自殺予防について、住民への啓発と周知を図ってまいります。

母子保健事業におきましては、新たに妊娠後期における面談や母乳育児支援等を実施することで、子育て世代が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めてまいります。

高齢者施策でございますが、高齢者施策の基本となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の第8期の策定年度となります。団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、また、その後も続く高齢化と現役世代の人口減少などを踏まえて計画を策定してまいります。

障害者施策では、現在の第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画が令和2年度に計画期間の最終年度を迎えることから、障害福祉サービスのニーズの把握に努め、令和3年度から3年間の計画策定を行ってまいります。また、障害者手帳のカード化、精神障害者の方に対する医療費助成の創設につきましては、国、県の動向を注視しながら、地域包括支援システムの構築を図ってまいります。

環境対策としましては、公衆衛生活動を実施する団体や、小型合併浄化槽の設置に対し引き続き補助金を交付し、公共用水域の水質保全を図るとともに、町民の環境意識の高揚に努めてまいります。

消費者対策としましては、手口が巧妙化する悪質な特殊詐欺などに対応するため、相談窓口を週5日開設するとともに、週2回の消費生活相談員の確保に努め、広く住民への被害を未然に防ぐための啓発や情報提供をより充実させる体制の強化に取り組んでまいります。また、海田警察署熊野交番の移転に伴い、月2回、くまの・こども夢プラザにおきまして防犯相談窓口を引き続き開設いたします。

次に、建設部門でございます。

町道局部改良事業として、通学路における交差点改良や、狭隘道路の部分的な拡幅等を実施し、道路交通の円滑な利便性と安全性を高めてまいります。また、町内の幹線道路である町道中溝萩原線と萩原中央線を結ぶ町道福垣内二反田前地線で道路改良を実施し、交通安全ネットワークの向上を図ってまいります。

町道深原公園線・鞘ノ河内工区新設事業では、新設される県道瀬野呉線バイパスから深原地区の準工業地域へのアクセス道路を引き続き整備してまいります。

筆の里工房周辺整備事業につきましては、実施設計を行うとともに、駐車場部分を先行して整備してまいります。

次に、町内の県道整備でございます。現在実施中の県道矢野安浦線の川角交差点から呉地地区までの改良及びバイパス事業、また、深原地区の県道瀬野呉線バイパス事業につきましては、災害復旧対応で一時事業が中断しておりましたが、既に再開されております。県道矢野安浦線につきましては、広島熊野道路の本年12月の無料化とあわせ、令和2年度中の完成を目指しております。

次に、町の総合計画を踏まえて、都市計画マスタープランの改定を行い、町の将来像や土地利用などの基本方針を明らかにしたまちづくりの指針を定めてまいります。また、広島県及び県内の全市町が連携し、今月19日から開催する花と緑の祭典全国都市緑化フェア「ひろしまはなのわ2020」の成功に向けて取り組んでまいります。ただし、新型コロナの影響により、開会式は延期となり、今後流動的となっております。

次に、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対して交付金を支給する、子育て世代 住むならくまの応援事業を引き続き実施し、若年層の定住化を促

進し、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

次に、公共下水道事業でございますが、汚水管路の老朽化対策といたしまして、熊野団地内において、老朽度の高い箇所を改築更新工事を延長約350メートル実施する予定でございます。また、人口3万人未満の自治体につきましては、令和5年度までの公営企業への移行が国から要請されており、公営企業法の適用に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

次に、上水道事業でございます。城之堀地区と呉地地区において未給水地区の配水管整備を行うほか、引き続き熊野団地内の老朽管を計画的に更新してまいります。また、県道矢野安浦線の道路改良工事に伴い、支障となる水道本管の移設を受託工事で実施いたします。

次に、教育部門でございます。

学校支援においては、各学校に学校支援員を配置し、教職員の負担軽減を図ることにより、児童・生徒に寄り添う時間を確保いたします。また、介助員・配慮児童支援員を配置し、配慮を必要とする児童・生徒への細やかな対応を行ってまいります。各中学校には、生徒指導相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の生徒指導主事とともに連携し、不登校や学習相談に対応してまいります。学校・家庭・地域の連携強化の面におきましては、令和2年度から全ての小・中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールの推進に努めます。

令和2年度からの小学校新学習指導要領への対応については、外国語教育につきましては、これまで先行的に配置しておりました外国人講師による英語指導助手を令和元年度と同様に配置いたします。また、プログラミング教育につきましては、タブレット端末を活用した授業や、各教科におけるプログラミング的思考を育成するための工夫された授業づくりの推進を図ってまいります。

教育のICT化に向けた環境整備につきましては、国の掲げるGIGAスクール構想の実現に向け、熊野町においても全児童・生徒を対象に、1人1台の端末を複数年で整備することとし、令和2年度はその基盤となる大容量の高速通信ネットワークの整備を進めてまいります。また、既に中学校では導入済みのデジタル教科書を小学校にも導入し、ICT機器を活用した授業づくりの展開につなげてまいります。

次に、安全、安心できる施設整備におきましては、児童・生徒及び保護者からも要望が多かった学校トイレの洋式化を全ての町立小・中学校で進めてまいります。あわせ

て、災害時に避難所となり得る学校体育館に多目的トイレを設置するとともに、令和元年度に引き続き学校体育館照明のLED化に取り組んでまいります。

このほか、安全対策としまして、熊野第三小学校の擁壁改修、熊野第四小学校の屋外階段改修工事を実施いたします。

次に、生涯学習についてでございます。

まず、社会体育施設の整備としまして、町民体育館の照明を、現在の水銀灯からLED灯へと改修いたします。これにより電気代の削減を図りつつ、より明るい環境のもとでスポーツを楽しんでいただける施設にするとともに、災害時には避難所として使用されることから、夜間の照度調整等も可能で、より適切に照明管理が行える器具へと改修してまいります。

次に、熊野町が平成24年度から推進しておりますくまどく事業のさらなる充実に努めてまいります。令和2年度は、子供だけでなく大人の読書推進も目的とした第4回くまどくフォーラムの開催を予定しており、このフォーラムの中で、自分の好きな本を持ち寄って紹介し合うゲーム「ビブリオバトル」を実施するなど、本への興味を持っていただくための働きかけを行ってまいります。

これらの施策を中心に予算編成を行った結果、令和2年度の一般会計当初予算の総額は93億5,608万1,000円となり、前年度と比べ4.0%の減となっております。特別会計につきましては、4会計で61億4,064万4,000円、前年度と比べ5.3%の減、企業会計である上水道事業会計の収益的支出及び資本的支出の合計額は5億7,027万8,000円、前年度と比べ0.7%の減となっております。

以上、令和2年度における主要施策につきまして、その概要を申し上げます。

最後になりましたが、災害等への支援につきましては、いまだに多くの方々からふるさと納税といった形で多大なる支援をいただいております。この場をおかりして感謝を申し上げます。皆様から寄せられました支援につきましては、引き続き、復旧・復興や防災・減災に関する事業などに活用させていただきます。

今後は、本町まちづくりの根幹となる計画として、第6次熊野町総合計画や熊野町都市計画マスタープランを定めていくこととなります。防災・減災の観点での検討を十分に行い、さまざまな施策に位置づける方向で策定を進めてまいります。まずは復興計画を軌道に乗せて、復旧事業のスピードを加速させ、国や県と連携を図りながら、強靱なまちづくりを進めてまいる所存でございますので、議員各位をはじめ、住民の

皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和2年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。5名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、1番、水原議員の発言を許します。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 皆さん、おはようございます。

1番、水原耕一です。本日もよろしくお願ひします。

本日の質問は、生活習慣病予防及び介護予防に対する取り組みについてです。

生活習慣病とは、ふだんの生活の中での食習慣や運動習慣、また喫煙、飲酒等の習慣、さらには十分な休養をとっていないなどで発症、進行する病気のことです。生活習慣病は、かつて成人病と言われていました。しかし、近年では成人でなくても発症の可能性のあることがわかってきております。

今までは病気の早期発見や早期治療というものに重点を置いていましたが、昨今では、それに加え生活習慣の改善に力を入れ、健康の増進や病気予防といったところに目を向けている状況です。

生活習慣病の種類は、高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満、慢性肝臓病、歯周病、動脈硬化、心筋梗塞、肺がん、大腸がんなど多々あります。その中でも代表格である糖尿病の患者数は我が国で1,000万人とも言われております。予備軍を含めると、その倍の2,000万人とも言われております。

このことから、町としましても健康づくり事業の展開に力を入れておられると思えます。住民に健康の大切さを意識づけ、健康寿命の延伸につながる努力をさらに続けていっていただきたいと思えます。

そこで、生活習慣病予防及び介護予防について、三つほど質問させていただきます。

一つ目、特定健康診査やがん検診の受診率は。特定健康診査が今年度から無料になりました。そのことを受け、受診率の推移はどう変わってきたでしょうか。

2番目、特定健康診査後の保健指導の現状と今後の取り組みは。検査結果から特定保健指導の対象になった方にはどのような対策で健康改善を促すよう努力しておられま

すか。指導だけでなく、日々の取り組みの手助け等を考えておられますか。

三つ目、すこくま手帖の普及状況と方向性について。これも今年度からスタートした熊野町介護予防ボランティア手帖、すこくま手帖ですが、これの町民の認知度とこれからの方向性、どのような成果を目標としているのかをお聞きします。

以上、3点の詳細な答弁をお願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 水原議員の「生活習慣病予防及び介護予防に対する取り組みについて」の御質問にお答えいたします。

まず、本町における生活習慣病予防に対する取り組みに関しましては、国からの提案なども踏まえ、平成28年4月に第二次熊野町健康増進計画を策定し、全体目標を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」の二つを定めた上、御質問の生活習慣病予防につきましても、この計画に沿って各種事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

一方、介護予防の取り組みといたしましては、「シルバーリハビリ体操」や「けんこう教室」などの各種予防事業を行っております。そのうちの一つに、平成30年度から事業を開始しました「すこくま手帖」がございます。

この手帖は、住みなれた地域で、できるだけ楽しく暮らし続けていくことを主眼に、介護予防に必要な情報を集め、各種活動に参加したり、ポイントをためるなどして、自分らしい介護予防を実践していただくためのもので、介護予防ボランティアポイント事業として推進しております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~〇~~~~~

○民生部長（時光） 水原議員の「生活習慣病予防及び介護予防に対する取り組みについて」の御質問に、詳細にお答えします。

1点目の特定健康診査とがん検診の受診率でございますが、特定健康診査は40歳から74歳までの人が対象となります。本町の国保加入者の特定健康診査の受診率につ

きましては、昨年度は災害の影響もあり若干低くなっておりますが、近年は33%前後で推移をしております。今年度は国保加入者の健診料金を無料としたこともあり、暫定値ですが、約34%と若干上昇しておりますが、余り大きな伸びには至っておりません。この特定健康診査につきましては、受診率を40%とすることを計画の目標に定め、取り組んでいるところでございます。

一方、がん検診の受診率でございますが、健康増進法において定められた五つのがん検診がございます。昨年度の数値で見ますと、胃がん検診が14.1%、肺がん検診が19.0%、大腸がん検診が30.3%、子宮頸がん検診が35.6%、乳がん検診が53.8%となっております。近年、胃がん検診を除いて、いずれの検診も受診率は減少傾向でございます。

2点目の、特定健康診査後の特定保健指導の現状と今後の取り組みでございますが、特定健康診査の健診データをもとに、対象者がみずからの健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標をみずからが設定・実施できるよう、保健師等が個々の特性やリスクに応じた支援を行っております。これらの特定保健指導の利用率につきましては、平成30年度の実績で34.2%となっております。

特定保健指導の今後の取り組みといたしましては、健診結果をもとに対象者を抽出し、手紙や電話によるアプローチを行っておりますが、手紙も返送されない、あるいは電話にも出ていただけないなど、アプローチの面で課題を抱えておりますので、今後は、対象者が保健指導を利用しやすくなるような仕組みづくりが重要であると考えております。

次に、3点目のすこくま手帖の普及状況と方向性についてでございますが、高齢期の健康維持については、若いときからの生活習慣病予防に加えて、介護予防の観点からの取り組みが重要となっております。すこくま手帖には、介護予防の目的である、高齢者が要介護状態になることをできるだけおくらせる、また、要支援や要介護状態になっても悪化をできる限り防ぐための取り組みなどを紹介しております。

その取り組みの一つとして、高齢者の健康づくりや介護予防のための地域活動を促進するためのきっかけづくりとして、介護予防ボランティアポイント事業を行っており、すこくま手帖の中に事業参加のスタンプを押すための台紙のページを入れております。このため、この手帖は、熊野町介護予防ボランティア手帖とも呼ばれております。手帖の発行数は、本年2月末現在で258冊でございます。

平成31年1月から事業を開始し、現在2年目に入りましたが、さらなる広報活動が必要であると考えております。この手帖を活用し、心身ともに、より生き生きとすこやかに生活していただくことで、町民の皆様の健康寿命の延伸にもつながるものと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 詳細な答弁ありがとうございます。

それでは、一つ目の質問の特定健康診査やがん検診について、少し詳しく聞いていきます。

ただいまの説明では、健診の受診率は33%から34%とのことですが、今年度、国民健康保険被保険者の健診料金が無料化されましたが、大きな伸びに至っていないようです。では、なぜ受診者がふえなかったのか、そのあたりの原因は調査しているのでしょうか、お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 御指摘のとおり、国民健康保険が県単一化されたこともありまして、県全体で国民健康保険、済みません、健診の無料化をする流れがあります。その中で、今年度、本町も健診料金のほうを無料化しております。しましたが、余り大きな伸びは示しておりません。原因としましては、無料化の周知が十分でなかったのか。また、あるいは無料化にメリットを感じてもらえなかったのか、そのいずれかではないかと考えております。

そして、受診率、これがなかなか伸びない原因として一つ考えられるのは、本町特有ですが、病院の受診率の高さが関係しているのかとも考えられます。日ごろ定期的にかかりつけの病院に通院をしていられる方、そういった方はあえて特定健診を受診しない、そういう人も一定数おられると考えております。あと、そのほか現役世代の人は、仕事などが忙しくて健診を受けにくいであるとか、体にふだん不調がない方は健康のことを余り意識されていないという、そういった方もおられると考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 水原議員。

〇1番（水原） ありがとうございます。

受診者がなかなかふえていない原因はいろいろ分析していることはわかりましたが、せつかく健診料金が無料化されたにもかかわらず受診者がふえないというのは少し考えないといけないと思います。

各世代別受診率結果を見せてもらうと、若い世代、40代、50代の方の受診率が大変低いものになっております。やはり先ほどの答弁の中でも言っていましたように、仕事をしながらの健診というのは面倒だとか、まだまだ自分は大丈夫だというような過信もあるのではないかと思います。

生活習慣病を予防し、町民の健康寿命を延ばしていくためには、やはりより多くの人の健診が求められます。そこで、健診の受診率を高めるために、今後何か新たな取り組みを考えておられますか、お聞きします。

〇議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

〇子育て・健康推進課長（佛圓） 確かに無料化が大きな伸びにつながっていませんし、御指摘のように、40代とか50代の方、受診率も低い水準にあります。

今後の取り組みということですが、来年度についてはもう少しこの無料ということを中心に前面に出したいと考えています。例えば、健診のしおりやポスターなど、その見せ方をもっと無料ということをアピールするなどして、メリットが感じられるような、そういう工夫をしてみて、引き続き様子を見てみたいと考えています。

そのほかの取り組みとしましては、国保担当の部署である住民課において、今年度はAI、これを用いた受診勧奨を実施しています。個人個人のデータをAIが分析しまして、その人に適した勧奨の通知を送るというもので、これについてはこれも引き続き継続して実施することとしています。

また、これは補足になりますが、本町の健診の受診率は県内では高い水準にあります。県内の平均と比べましても七、八ポイントほど高い水準にあります。ただ、目標とし

ます40%、この目標には達していませんし、言われるように若い世代の受診率も伸びていません。その点につきましては引き続き努力をしていきたいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

健診受診率が県内で比べると高い水準にあることはわかりました。この点は十分評価できるものと思われま。しかし、答弁を聞きますと、町のほうもいろいろと取り組みを考えておられることはわかりますが、住民の意識の改善には至っていないところがやはり気になります。これについては他の自治体の先進的な取り組みなども取り入れて、受診者をふやす努力を今後も続けていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、二つ目の質問の特定保健指導についてお聞きしたいと思います。健診受診後、数値に問題がある方には、特定保健指導として動機づけ支援と積極的支援という二つの指導方法を実施しておられるということですが、具体的にはどのような指導なのでしょう。また、先ほどの答弁では特定保健指導の利用率も目標には届いていないようですが、これもまた何か対策を考えているのでしょうか、お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 特定保健指導でございますが、特定健診の結果後に、内臓脂肪、血圧値、血糖値、脂質、これらのデータを用いまして、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム、これの診断を行い、予備軍には動機づけの支援を、該当者にはよりかかわりの深い積極的支援を行うことで、内臓脂肪の減少を目指すものです。支援の内容としては、初回面接でみずからの生活習慣などの振り返り、そして自分なりの目標や行動計画を立て、6カ月後に達成したかどうかを評価するもので、積極的支援は、その間、保健師や栄養士が電話やグループ支援などで状況を確認したり、思うような状況にないようであれば励ましの言葉をかけるなど、継続して支援をしています。

そして、利用率の問題ですが、先ほど民生部長の説明にもあったように、なかなか手紙を出しても返事をいただけないとか、電話にも出してもらえないといったことがありますので、今後は初回面接の際にしっかりと職員との関係性をつくって、顔の見える関係、利用しやすい環境を整えていきたいと考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 予備軍の方には動機づけ支援、生活習慣病の方には積極的支援を行い、改善の手助けを6カ月間の期間で行ってこれているということですね。この点ありがとうございます。

しかし、気になるのは動機づけ支援や積極的支援を行った方々は、その後、どのような成果が出たのかわかるのでしょうか。指導後の改善結果は皆さん一様に改善されておられるのでしょうか。また、改善が見られない方がいるのであれば、違う指導方法を勧められるのでしょうか、お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 改善成果が全体的にどうなっているか、また個別の評価ということですが、そこまではしておりませんが、最終的に改善が見られない人や、みずから立てた行動計画、これを実行できなかった人に対しては、最終評価の際に目標設定の見直しなどを行い、またできるところから取り組みを保健師や栄養士のほうが助言をしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） わかりました。

特定保健指導についても利用率が上がらない現状があるようで、個人の健康意識を高めることが難しいことは理解できます。しかし、40代、50代のうちから健康を意

識した生活を送らないと、いずれ生活習慣病の発症につながってしまい、医療費の高騰などにもつながることが危惧されます。

そこで、動機づけ支援や積極的支援の具体的支援方法、特に運動習慣の面での対策としてなのですが、携帯電話、スマホですが、そのスマホのアプリを使っての支援方法を考えてはどうかと思うのですが。日々の歩いた歩数や運動記録などをスマホのアプリで管理し、運動量や消費カロリーなどを表示し見える化します。数字で見ることによりわかりやすく、楽しく運動することができるのではないのでしょうか。また、アプリ上でグループをつくってもらえれば、仲間意識を持ってもらい、励まし合いながらできるのではないかと思います。そのことにより継続した運動習慣が身につくのではないのでしょうか。

また、運動できる環境をつくるために、以前、町民体育館に設置していたように、ランニングマシンなどを置き、トレーニングスペースをどこかの施設に設置することができないのでしょうか。お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） スマホのアプリとかを使うということですが、申しわけございません、アプリの導入といったことはこれまでは検討したことはありません。他の自治体、特に大きな自治体においては民間と提携をしまして、そういった保健指導アプリといったものを開発して、既に導入しているところもあるかと思います。ただ、本町の規模でそれがどこまで可能なのか、ちょっともう少し詳しく調べてみる必要があるかと思います。

それと、もう一つはランニングマシン、トレーニングスペースといったことですが、これはスポーツ振興の分野になりますが、確かに以前は町民体育館のほうに設置をしてありました。ただ、しかし職員が常時管理できる環境になかったということもありまして、安全面で心配もありました。また、器械の故障なども頻発しまして、その後、修理部品の供給がなくなったということで、撤去されたと聞いております。そうしたこともあって、現状ではちょっと検討するにはまだ至っておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 今のところ難しいのはわかりますが、先ほどの答弁の中でも言っていましたように、これからは人工知能、A I の時代になってきます。町のほうで独自のソフトをつくり、皆さんに使用していただく。うまくいくと役場の方々の負担も軽減されるのではないのでしょうか。また、トレーニングマシンなども管理していく体制や安全面での課題があるのなら、民間企業の参入も考えてもいいのではないのでしょうか。ソフトの導入、民間企業の参入、どれぐらいの費用対効果があるかわかりませんが、これからますます医療費増大の社会になってくると思います。考える価値はあると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 保健指導アプリとかのそういったソフトを開発とかいうことですが、これについては、ほかの県などを見ますと県の単位で取り組んでいるところもあると聞いております。例えばですが、国保においては既に県単一化がされていますので、広島県全体でこうしたアプリ導入といったそういった機運になるようでしたら、ちょっとその際に検討してはと考えます。

あと、もう一つのトレーニングマシンとかの設置ですが、これまた民間企業の参入ということですが、保健指導や健康増進の面というよりは、どちらかという社会体育やスポーツ振興の取り組みの面が強くなってきますので、そのあたりを踏まえて、今後一体的に考えていく必要があるかと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） わかりました。

確かに、アプリやトレーニングマシンなどは管理することは大変かと思えます。安全面での課題、また費用対効果という面からも、すぐに導入することは難しいと思いますが、生活習慣病予防において、40代、50代のうちから運動習慣をつけていくこ

とがとても重要で、先での介護予防にもつながるものと考えますので、今後、ぜひ検討してほしい項目だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、その介護予防の取り組みについてお聞きします。

現在、町では介護予防事業としてシルバーリハビリ体操の普及事業を行っています。私もこの前、体験させてもらいました。これがなかなかちょっと気持ちのいいもので、よかったのですが、しかし、調べてみると教室の開催が平日だけのようです。土日の開催はできないのでしょうか。また、自宅で一人でもできるような冊子みたいなものはないでしょうか。お聞きします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） シルバーリハビリ体操教室は、住民ボランティア組織である熊野町シルバーリハビリ体操指導士会という会に主催をさせていただいております。体操の目的が主に高齢者の介護予防であるため、緊急時の対応のとりやすさ、それから何よりもまず高齢者が参加しやすく、かつ指導士の方も活動しやすい平日の日中ということで開催をさせていただいております。

また、冊子につきましては、この体操がリハビリテーション治療をもとにしてつくられたものでございます。いつでもどこでも一人でもできる体操ということになっておりますけれども、きちんと覚えて正しく行わないと効果が得られないということがございますので、冊子等は準備をしておりません。指導士から、目的や効果、それから体の動かし方などを、きちんと指導を受けながら、その場で行うことを基本とした体操になっております。

それから、もう一つ、体操をすることだけが目的ではございませんで、体操教室に参加していただくこと、おうちから出てその会場まで行っていただいて、ほかの人とかかわりを持ちながら体操していただくということで、社会参加を促進するというもう一つの大きな介護予防の目的と役割を果たしているということです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~


○1番（水原） ありがとうございます。余り家から出るのが苦手、またおっくうという高齢者の方もかなりおられると思います。土日開催や冊子などがあれば、その家族の方と少しの時間でも一緒にできるのではと思ったのですが、ぜひ考えてみてください。

次に、三つ目の質問のすこくま手帖の普及状況と方向性についてですが、このすこくま手帖は、町内でのボランティア活動や健康づくり、また介護予防事業への参加でポイントが付きまします。そのポイントで最高5,000円までの換金ができる仕組みになっております。すごくいいシステムになってはいますが、ポイント対象となる活動がわかりにくいと感じました。町広報やホームページ等でお知らせしますとあるのですが、なかなかすぐには見つかりませんでした。ボランティア活動などを知らせる工夫が欲しいと思いましたが、いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） 今年度の周知方法としましては、町広報、それからホームページ、それから公民館等の公共施設へのチラシの配布や、実際にボランティアを活動していただいている団体や、それからボランティアしていただいている方の口コミによるものがほとんどでございました。先ほど部長の答弁にもございましたが、現在の発行冊数が258冊ですので、やっぱりもっと皆さんに知っていただくことが本当に重要だと考えております。出前講座などで内容や利用方法などを説明して配布していくというようなことも、今後もっと力を入れていく必要があると思っております。特に、この手帖の主な対象者である高齢者の方に情報が届く、そういう効果的な方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。ぜひ考えてみてください。

しかし、このすこくま手帖は本当にいい手帖でありまして、もっとたくさんの方に周知してもらえればと思っております。

すこくま手帖を受け取れる資格は、熊野町に住所があり40歳以上の方なら誰でも受

け取れます。私も受け取りました。しかし、中身を見ると、介護予防ボランティア手帖ということもあって、高齢者向けにつくられている手帖だと思いました。それはそれで大変いいのですが、せっかく40歳以上の方から受け取れるのであれば、若い世代向けの工夫があってもいいのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

~~~~~○~~~~~

○高齢者支援課長（西村） すこくま手帖は、おっしゃるとおり高齢者の健康づくりや介護予防の地域活動を促進することに重点を置いた手帖になっております。生活習慣病予防にも通じる内容ですが、やはり各世代で取り組むべき内容も目標も違ってまいりますので、四、五十代の方にとっては少しやっぱり物足りない内容になっているのかなと思いますけれども、四、五十代の方にはこれからの人生について目を向けるきっかけにしていきたい、そういうふうに考えております。ですが、そのためにも議員御指摘のとおり、手に取っていただく工夫も必要と考えております。介護予防ボランティアポイント事業も2年目に入りましたので、こういった皆様からの御意見を頂戴しながら事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） よろしく申し上げます。

確かに、言われるように、このすこくま手帖は介護予防に重点を置いた取り組みなのでしょう。また、事業自体が始まったばかりということもあり、成果もまだ十分見えていないというところも理解できます。しかし、これは今回のすこくま手帖に限ったことではないのですが、若い世代をもっとこうした取り組みに巻き込むように、町全体で考えていく必要があるのではと思っております。このあたりは今後の検討課題としていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

生活習慣病は重度化すると大変危険な病気です。しかし、生活習慣を改善することで未然に防ぐことができる病気でもあります。町民の方が少しでも自分らしく生き生きと暮らすためには、一人一人が健康に対する意識づくりが大切だと思います。しかし、

まず町のほうから楽しみながら運動する、運動できるという環境をさらにつくっていただき、少しでも健康寿命が延伸することのできる土台づくりをお願いしたいです。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で水原議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時5分とします。

（休憩 10時45分）

（再開 11時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、4番、中島議員の発言を許します。中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 4番、中島数宜でございます。

通告書に基づきまして、GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進について。次に、国勢調査に向けての準備状況について。以上2点を質問いたします。

まず、GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進についてですが、先ほど町長の施政方針にもありましたように、昨年12月5日、安心と成長の未来を拓く総合経済対策が閣議決定されました。これを受けて、2023年度、令和5年度になりますが、全学年の児童・生徒一人一人が端末を持ち、十分に活用できる環境づくりと、1人1台の端末と高速大容量通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が発表されました。2,318億円の補正予算と実現ロードマップもあわせて示されました。今や仕事でも家庭でも社会のあらゆるところでICTの活用が日常的なものになっております。このような環境下の中、子供たちの可能性を広げる場所である学校が時代に取り残されるわけにはいきません。

私は、Society 5.0社会、いわゆる人間中心の社会に生きる子供たちにとって、このGIGAスクール構想は積極的に推進すべきと思っております。これが実現すれば、学校教育は劇的に変化するものと思っております。町長の強いリーダーシップのもと、ぜひとも他市町よりも早く実現するぐらいの意気込みで頑張っていただくことを要望いたします。

実現するためには、ネットワーク通信設備の整備、予算面など、クリアすべき課題がたくさんあると思います。あわせて関係先との調整を重ねていくことが重要であると考えます。

そこで、熊野町のG I G Aスクール構想の実現に向けて、主に4点について伺いたいと思います。答弁に先駆け、G I G Aスクール構想とはどんなものなのか。今後、学校教育にどのような変化が生まれるのか。このあたりを説明していただいた後、明快な答弁のほど、よろしく申し上げます。

まず1点目、国の示したロードマップの実現について伺います。国のロードマップでは、2023年度、令和5年度までに全学年の児童・生徒一人一人が端末を持つとされており、熊野町の計画はどのように考えておられますか。

2点目、実現するための予算について伺います。実現するためには多額の予算が必要と考えられます。補助金など、国あるいは県の支援はありますか。また、ICT教育の推進に伴って端末機の購入などにかかわる保護者の負担金が発生しますか。

3点目、ネットワーク環境整備などについて伺います。現在のネットワーク通信設備環境、通信速度、LAN設備などの状況と、国が示す高速通信とはどんなものが想定されておりますか。

最後の4点目、導入研修計画、維持管理方法について伺います。児童・生徒1人1台のICT端末の整備が完了しても、これを教材に結びつけるためには、学校の先生方の指導体制であったり、授業づくりが大きく影響すると思われ、研修導入などはどのように考えておられるのでしょうか。また、学校にはパソコン教室、メディアルームといわれる教室に、小学校では20台、中学校には40台のパソコンが整備していると認識しております。配備後はメディアルームが要らなくなると思いますが、どのように考えておられますか。

以上、4点につきまして、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

次に、2番目の質問に入ります。この秋には国勢調査が予定されております。5年に一度、統計法に基づき、国内に住む全ての人、世帯を対象に行われる大規模調査であります。大正9年から始まって、ことしで100年目を迎えます。

そこで、国勢調査を迅速かつ効率的に進めるために、前回の実施状況と課題などはどうだったのか、まず教えていただきたい。それを踏まえて、現時点での準備状況はどの程度に進んでいるか、あわせて教えていただきたいと思ひます。

調査員の選出は、民生委員と同じように自治会長が推薦するというのを聞いております。推薦者の選出に当たっては、夜間訪問などを考慮し、主に男性の方をお願いをしようと考えております。計画どおり調査員を確保するためには、事前のPR、公募などをしっかり行い、理解を求めていく必要があるかと思っております。

前回からインターネットによる回答が可能となりました。その結果を調べてみました。最もインターネットの利用率が高かったのは滋賀県の47.5%です。熊野町も当初20%ぐらいを想定したと思っておりますが、結果は41.0%と高い実施率でありました。その結果を踏まえ、さらにインターネット、スマホによる回答率を高めることが調査員の負担軽減につながると思っておりますので、積極的にPRをしていただきたいと思います。

さらに、外国籍の住民の方も調査する必要があります。言葉の問題、調査目的の理解不足、面会拒否、夜間の再訪問などにより調査に苦慮しているということを知っております。町内で働いている外国人の方の企業に出向き、企業において回答のお手伝いをさせていただき、このようなことを熊野町で協議していただけないでしょうか。それにより調査員の負担軽減と調査員の効率性、迅速性を図ることができると思っております。ぜひ御検討のほどよろしくお願いたします。

以上、2点につきまして、明快な御解答のほどよろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 中島議員の二つの御質問、「GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進について」と「国勢調査の準備状況について」の御質問にお答えいたします。

まず、1番目のGIGAスクール構想についてでございますが、これは、児童・生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、一人一人に応じた資質・能力を確実に育成できるICT環境を実現し、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出し、持続させる構想というものでございます。これからの時代を見据えたこのGIGAスクール構想の実現に向け、町といたしましても積極的な対応に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育部長に答弁をさせます。

次に、2番目の国勢調査の準備状況に関する御質問でございます。

国勢調査は国の最も重要な統計調査で、国勢調査から得られる日本の人口や世帯の実

態は、国や地方公共団体の行政において利用されることはもとより、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられています。本町においては調査員約100名で調査を行いますが、広島県と連携し、確実に調査が実施できるよう取り組んでまいります。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（横山） 中島議員の、1番目の「GIGAスクール構想に基づくICT教育の推進について」の御質問に、詳細にお答えします。

まず、1点目の国が示したロードマップに基づく熊野町の実現性についてですが、国は、このGIGAスクール構想実現のロードマップを示しており、高速通信ネットワークの整備については今年度から、また端末の整備については令和2年度から令和5年度までに1人1台の端末を整備する工程が示されています。本町ではこのロードマップを基本としながら、今年度予算において高速大容量の通信ネットワークを整備いたします。タブレット等の端末については、可能な限り、早期の整備に努めてまいりたいと考えているところです。

次に、2点目の実現するための予算措置についてでございますが、通信ネットワークの整備につきましては、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金や、学校教育施設等整備事業債を活用するとともに、端末整備については、1台につき上限4万5,000円の公立学校情報機器整備費補助金を活用して整備を行いたいと考えております。

3点目のネットワーク環境整備につきましては、現在、町内の小・中学校には平成15年度に整備された有線ネットワークの地域イントラネットがございますが、その通信速度は国が示す通信速度の基準を満たしていないことから、今後、その基準を満たすネットワークの整備を行ってまいります。

最後に、4点目の導入研修計画並びに維持管理方法についてでございますが、国がこの構想で示すように、整備が目的ではなく、活用することが目的でございます。そのためには、端末を利用した授業を行う教員の資質向上が必須でございます。そのためにも、操作はもちろん、活用するためのフォローをいかに行うかが大切になるものと

考えておりますので、研修体制、フォロー体制の充実に努めてまいります。機器の維持管理につきましても、維持管理マニュアルを作成するなど、適切に管理を行ってまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 中島議員の2番目の国勢調査の準備状況についての御質問に詳細にお答えいたします。

前回、平成27年の国勢調査の状況でございますが、全体で152調査区、指導員15名、調査員98名で実施いたしました。前回調査時の問題点、課題についてでございますが、調査対象が町内全世帯のため、調査員数も100名に及ぶことから、その人数確保が課題で、町広報紙やホームページでの募集だけでなく、行政協力員に調査員候補者の推薦をいただいたところであり、今回も同様のお願いをさせていただく予定としております。また、調査員が不在世帯に連絡メモを投函しても連絡がいただけないという課題もありましたので、指導員や町職員とも連携し対応したところがございます。この重要な国勢調査制度について理解が深まり、広く調査協力いただける機運が高まるよう、啓発等に努めてまいりたいと思います。

調査員の決定は、調査区の区分けが確定し、その調査区に対する調査員数が決定された後となります。近々、正式決定される見込みですので、その調査員数に基づき、調査員の確保に向けて取り組んでまいります。

調査票のインターネットによる回答については、調査員の再訪問が不要となるなど負担軽減につながりますので、周知に努めてまいります。

外国人への対応につきましては、対話表を準備しておりましたが、その効果が発揮できず意思が通じないなど、前回苦慮した点がありましたので、勤務先への協力依頼など実効性のある対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 答弁ありがとうございました。

まず、GIGAスクール構想に係る内容について、少しお聞きしたいと思います。

1点目なんですけど、整備計画についてなんですけれど、文科省が示す実現のためのロードマップ、令和5年度までに全児童・生徒に1人1台のICT端末を整備するというふうに示されております。先ほど町のほうでは前倒しも視野にとというお話がございました。現在の予定でも構いませんので、何年度までに整備をされる予定でしょうか、お考えをお聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 整備につきましては、今後、予算を含めまして詳細を詰めていかなくてはならないと考えておりますが、国が示しますロードマップ、令和5年でございますが、可能であれば令和4年度、1年前倒しで整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。ぜひ前倒しでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、端末の整備ということになります。1人1台配備ということですが、上限額が4万5,000円の補助金を活用して整備するとありました。これに伴う、先ほど触れましたが、保護者への負担は新たに発生するということはあるのでしょうか。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 端末整備につきましては、先ほど答弁にございました公立学校情報機器整備費補助金を活用するように考えております。それで、保護者に負担を求めることは今は考えておりません。

以上でございます。



〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 答弁の中で、高速大容量の通信ネットワークを整備するとのことですが、この整備する通信ネットワークの具体的な通信速度がわかれば教えていただきたいと  
思います。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 国が示しております容量、高速容量でございますが、国が示して  
おりますのは10ギガバイトの通信ケーブル並びに1ギガバイトのハブという仕様にな  
っております。  
以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 中島議員。

〇4番（中島） 端末はいつでもどこでも快適に使用できるようなネットワーク環境が不  
可欠であります。教室によっては利用できないということがあってはならないと思  
います。各学校の教室など、エリア別に調査を行って、仮にネットワークが使用でき  
ない教室などがあれば、校舎屋上などに5G、LTEの対応のローカルアンテナ、こ  
ういった設置も検討すべきではないかと思えます。いかがでしょうか。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 今回、整備いたします高速通信ネットワーク整備でございますが、  
既存のネットワーク、先ほど答弁のほうにもありました既存のネットワーク環境を利  
活用いたしまして、整備したいと考えております。各教室に大容量の大きな有線LAN  
を整備するとともに、端末を活用した学習を行う各教室に無線アクセスポイントを  
設置することを検討しております。整備を進めていく中で、各教室の電波の状況等  
につきましては、調査の上、設置のほうを考えてまいりたいと考えておりますので、快

適な通信速度を確保できるようにいたしたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 次に、研修体制、フォロー体制の充実を検討されているということですが、ICT端末の有効活用を考えますと、教員のスキルアップはもちろん、ICTを適切に活用するために支援者の配置などが必要かと思いますが、この支援者の配置、どのようにお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） ICT支援員の配置につきましては、国のほうが基準を持っております。4校に1名のICT支援員を配置するという考えを国のほうが示しております。町といたしましても、端末を活用して授業を行う教員のスキルアップの研修はもとより、そういった操作の方法や有効な活用方法をフォローアップするICT支援員のほうの配置を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 先ほども少し触れましたが、これから1人1台の端末が整備されれば、現在学校にあるパソコンルーム、どのように活用されていく予定でしょうか。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 現在、メディアルームのほうに各小学校に20台、中学校は40台のパソコンを整備しております。1人1台の端末整備をした後のこのメディアルームの活用方法等でございますけれども、現在、メディアルームにパソコンを整備して

おります性能以上のものをこのたび整備するということになりますと、必要性はなくなるのかなと考えております。現在、整備しておりますメディアルームのパソコンの性能、国の補助基準を大きく、パソコン以上のものを整備するためには、今国が示しております1台4万5,000円の補助金上限額、これを大きく上回ることが想定をされます。今後の予算的な面からも、その性能について詳細に詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ブラウザアプリケーションにはマイクロソフト、ウインドウズですね。それから、グーグルクローム、アップル等のOSが考えられます。生徒の転校先でも戸惑うことなく利用できるアプリケーションを検討すべきだと思います。そのあたりのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

また、端末は4万5,000円ということですが、買い取りか、あるいはリースなのか、どちらを考えられておられますか、お聞きしたいと思います。お願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 議員御指摘のとおり、各学校でその仕様が異なった場合、教職員の負担というものはかなり大きいものになってくるのではないかと想定されます。このことから、できましたら県内で統一されたOSであるとか、近隣市町等で統一したOSを使うことが望ましいかなと考えております。そのために可能な範囲で、県並びに近隣市町と協議検討を進めてまいりまして、そういう働きかけができたらなと今現在考えております。

それと、あと端末の整備、調達についてでございますけれども、現段階におきましては、経費を平準化できるリース方式を採択したいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 最後に、これからA Iをはじめとして情報機器の性能は日進月歩で進みます。教育の分野においてもI C Tの活用は避けて通れない時代になってまいります。しかし、一番大切なことは整備が目的ではなく、いかにこの整備した機器を有効活用し、これからの時代を担う子供たちのための教育を実践していくことが最も大切であろうと思います。

2023年までに実現させるにはタイトなスケジュールになるろうかと思いますが、年度単位の中で整備の出入りは多少発生するものだろうと思いますが、最終的に着地をしっかりと守っていただき取り組みを実践していただきたいというふうに思います。熊野町の大事な宝である子供たちの将来を見据えた教育に努めていただけますよう切にお願いいたしまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

次に、国勢調査に向けての準備状況について、少し何点かお聞きしたいと思います。

先ほど同じように触れましたが、27年の国勢調査のインターネット回答率、先ほど申しましたような率になっていますが、全国の平均では36.9%、広島県の平均は41.3%、近隣4町では坂町が最も高く、46.6%となっておりました。熊野町は4番目の41.0%であります。決して低い率ではないと思いますが、調査員の負担軽減のためにさらに回答率を高める方策を検討しておられますか、伺いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） さらに回答率を高める方策ということですが、国においては今回の国勢調査の取り組みポイントとしてインターネット回答の積極的推進、誰もが答えやすいバリアフリー調査などを掲げております。その中でインターネットの回答を50%以上として目指してございまして、インターネット回答の多言語化や音声読み上げ対応、また拡大文字調査票、点字調査票、27言語での外国語調査票の整備をすること、またテレビやラジオだけではなく、インターネットやSNS、デジタルサイネージを活用した広報などが実施される予定です。町としましては、広報紙やホームページでの啓発に加えまして、調査員自身がインターネットによる回答のメリットを理解し、訪問時の丁寧な説明によりインターネットによる回答につながるよう対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。インターネットはそういう意味では非常に効果的といいますか、そういったことがありますので、ぜひ率先して取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、報酬の考え方について、おおむねの報償金ですか、これがわかる範囲内で結構なんですけど、教えていただきたいといます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） 報酬についてということでございますが、まず交付金におきまして、調査員報酬は一律定額で交付されますが、公平のため、調査件数などにより案分する方法により支払いをしております。前回の例で申しますと、基本的にまず調査員の一律単価として3,690円、調査区均一額として、担当調査区の規模が20世帯以上であれば1万7,270円、20世帯未満であれば8,635円という基準で、また世帯数割額として、調査した1世帯当たりにつき270円を乗じたものを合計しておりました。例えば、50世帯調査したとすると3万4,460円となります。また、そのほかに電話代として300円、費用弁償費として370円を支払っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

次に、調査戸数並びに調査エリア、どのタイミングで誰が決定をしておりますか。エリアの決定に当たっては地域の有識者などの意見を踏まえて検討したほうが、調査に当たっての効率性、その辺が見えてこようかと思えます。調査がスムーズに進むと思えますのですが、この辺はいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） エリア決定、調査区の決定ということだと思いますが、まず本町は街区方式による住居表示を実施しております。その関係で、基本単位区として何丁目何番の番ごとにエリアを区分することとされております。それから、1調査区がおおむね50世帯、原則として40から70世帯の範囲内とされていることから、その世帯数により複数の基本単位区を1調査区とする場合や、分割したり、また一つのままということになるかというふうになります。その枠組みの中で決定することになりますので、これまでこれらの基準により調査区が決定されることから、新たに団地ができるなど、特に大きな世帯数変更がない限りは、前回の調査区と基本的には同じになります。来年度の国勢調査の調査区はこの1月に決定されたところで、これまでの調査区においても同様の時期に決定しております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 少し具体的な質問になりますけど、何度訪問しても面会できなかつたり、調査に協力していただけなかつたりされる場合があるかと思います。このとき、熊野町の支援とか、バックアップですね、このあたりはどのようにお考えになっておられますか。また、どのタイミングで熊野町の支援を上げばいいのか、あわせて御回答願いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） バックアップということですが、まず調査に協力していただけない場合においては、まず第一段階としては指導員とともに対応をしていただくこととなります。それでも難しい場合には、町の職員が訪問させていただきまして、より調査できるよう丁寧に説明等をしてまいりたいというふうに考えております。時間をずらしても、何度訪問しても面会できない場合は、地域振興課へ直接電話していただくようメモした不在票を投函してまいりたいというふうに考えておりますが、

どうしても会えない世帯、調査にどうしても協力しないという世帯については、断念せざるを得ませんけれども、できるだけ御協力いただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 調査員の配置人員に関してお尋ねいたします。ごめんなさい、指導員の配置人員のお尋ねをいたします。前は15名となっておりますけれども、今回も15名でしょうか。指導員の選出は町で選出するのですか。町の職員で対応をされる予定なのか、あわせて御質問をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川地域振興課長。

~~~~~○~~~~~

○地域振興課長（西川） 指導員についてということで、まず指導員の人数も調査員と同様に、調査区が決まりその調査区に対する指導員数が決定されます。今回については事前連絡では1名ふえて16名となる予定です。指導員の選出も町で選出することとなり、今のところ、統計調査事務の経験がある町職員で対応する方向で、配置については地区を考慮し、調査員の人数を基本に決定する予定でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 最後になります。国勢調査は日本の未来をつくるための大切な調査であります。町民一人一人が調査の必要性を認識していただくとともに、全ての人、世帯が漏れなく調査が完了するように、しっかり準備をしていただくことを要望いたしまして、2問の私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で中島議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分からといたします。

(休憩 11時45分)

(再開 13時30分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

8番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 8番、沖田でございます。私からは2点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、学校ICT環境の整備についてでございますが、昨年12月、文部科学省は、GIGAスクール構想として、学校ICT環境の抜本的な改善とICTを効果的に活用した、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性をはぐくむ学びの実現」を目指していくことを打ち出しました。特に、子供たち1人1台のコンピューター端末と学校の高速大容量の通信ネットワークについては、特別なものではなく、令和の時代における学校のスタンダードとして当たり前のもので整備していくこととされております。

また、昨年6月には学校教育の情報化の推進に関する法律が成立し、国や自治体が学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に策定、実施する責務が明確化されております。今や仕事だけでなく、日常生活を含めて、社会のあらゆる場所でICTの活用は当たり前のもとなっております。これからの時代を生きていく子供たちにとって、ICTは切っても切り離せないものであります。

ことし4月より小学校から順次全面実施となる新しい学習指導要領でも、情報活用能力を学習の基盤となる資質能力とされています。ICTを適切に使いこなす力は今や読み書きそろばんと同じ位置づけといえます。

昨年12月に結果が公表されたOECDが実施したPISA2018、生徒の学習到達度調査では、我が国の子供たちの読解力の低下が話題となりましたが、今回の調査では初めてコンピューターが本格的に活用され、これまでの読解力に加えて情報活用能力も求められる調査でした。加えて、我が国の学校の授業でのICTの利用時間が最下位である一方、学校外ではネット上でのチャットやゲームを利用する頻度はOECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、今回のPISA調

査はICTをめぐる我が国の子供たちの現状と課題が浮かび上がるものでした。熊野町においても決して例外ではありません。

現状といたしましては、黒板とチョークによる教師が中心となった授業が多く見られますが、ICTを効果的に使い、学びの中心が子供たちへとようになっていくことにより、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たちの学びへの興味、関心を高めることや、主体的、対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングにつながるなど、一人一人の理解度や興味・関心に応じた学びを受けられるようになります。

このように熊野町の子供たちが予測不可能な未来社会を自立して生き、これからの地域や社会のづくり手となっていくためには、学校のICT化は必須であります。文科省のGIGAスクール構想を受け、町長は子供たち1人1台のコンピューター端末の整備を目指すと公言されておりますが、教育委員会としての具体的な取り組みをお伺いいたします。

一方、ハードを整備することはあくまで手段であり、それをいかに効果的に使い、子供たちの学びを豊かにしていくかが大切になります。PISA2018では、日本の学校の授業でのICTの利用時間が最下位でした。ハードが整備されてもそれが使われなければ意味がなく、教員がICTを活用して指導する力も高めていかなければなりません。教員がICT機器を効果的に活用できるためにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、ICT機器は障害のある子供たちにとって、一人一人に応じた最適で効果的な学びを提供するために役立つことにとどまらず、情報保障やコミュニケーションツールとしても重要なものです。このように、特別支援教育の充実に際してICTは欠かせないものとなっています。特別支援教育におけるICT活用について、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

2点目に、学校における働き方改革の推進についてでございますが、平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っています。子供に関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に教師が応える中で、今、学校はブラック職場などと言われております。昨年(2017年)の第200回臨時国会においては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されました。時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な

根拠のある指針となり、衆参両院における附帯決議において、各地方公共団体に対して指針を参酌した上で、条例、規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。

学校における働き方改革は、行政、学校、保護者、地域が認識を共有して当たらなければならない総力戦です。このような観点から、以下の点についてお伺いいたします。

第1は、学校における働き方改革の大前提である学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理です。文部科学省の令和元年度教育委員会における学校の働き方改革のための取り組み状況調査によれば、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握していると回答した教育委員会は、都道府県で66%、政令市は75%、市町村は47.4%という状況です。適切な在校等時間の把握と管理がなされなければ、長時間勤務をとめることはできません。同時に、勤務時間の把握に際しては、できる限り管理職や教員に負担がかからないようにすることも重要です。熊野町におけるICTの活用やタイムカードの客観的方法の導入等を通じた在校等時間の適正な把握の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

第2に、在校等時間の上限を条例や規則等で明確に位置づけることです。今回の給特法改正では、教師の在校等時間の上限目安を月45時間、年306時間と設定した上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。我が国全体で人手不足が生じている中で、民間企業と同等の上限目安を設定することは、優秀な人材に教師を目指してもらうためにも必要なことです。そのためには国が策定する指針を参考に、各地方公共団体において在校等時間の上限に関する方針を策定し、それを条例や規則で位置づけることが欠かせません。広島県においても、教師について給特法に定める指針を踏まえた業務改善を行う旨の条例改正を今2月議会で速やかに行われたものと思いますが、このような動向を踏まえ、熊野町立小中学校に関する学校管理規則において、具体的な上限を明記する準備は進んでいるのか、お伺いいたします。

以上、2点について、詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の「学校ICT環境の整備について」の御質問は私からお答えし、2番目の「学校における働き方改革の推進につい

て」の御質問は、教育長からお答えします。

学校 I C T 環境の整備についてでございますが、熊野町では、I C T 教育の推進を目的に、平成 2 9 年度から今年度にかけて、タブレット端末を熊野第二小学校に 1 5 台、その他の小・中学校に 2 0 台ずつ整備し、7 0 型の電子黒板を各小・中学校に 1 台ずつ整備してまいりました。これらの整備しましたタブレット端末及び電子黒板の有効活用を図りながら、国の示します G I G A スクール構想の実現に向け、学校教育の環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育長からお答えいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 沖田議員の二つの御質問にお答えします。

まず、1 番目の御質問、「学校 I C T 環境の整備について」でございます。

近年の I C T 技術の発達や I C T 機器の普及状況は目をみはるものであり、1 人 1 台の端末の整備は、令和の時代における学校のスタンダードとなりつつあります。町教育委員会といたしましても、国の示します G I G A スクール構想の実現に向け、有利な財源を活用しながら取り組んでまいりたいと考えており、国のロードマップでは、令和 5 年度までに 1 人 1 台の端末の整備が掲げられているところですが、熊野町では、来年度、高速通信ネットワークの整備を行い、令和 4 年度の達成をめどに、1 人 1 台の端末整備を順次進めてまいりたいと考えております。

次に、教員が I C T 機器を効果的に活用できるための取り組みでございますが、これが本構想の最も重要なポイントと考えております。町教育委員会といたしましては、教員が学習指導ツールとして効果的に活用できるよう、学習者用のデジタル教科書の導入やデジタル教材を活用した思考を深める学習など、先進事例を参考に、教員のスキルアップを目的とした研修の実施や I C T 支援員の配置などを検討してまいりたいと考えております。

また、特別支援教育における I C T の活用についてでございますが、発達障害などにより学習困難な児童・生徒に対し、I C T 機器の活用は大変有効であるとの事例もあるようでございます。

タブレットで、色を有効的に活用することで文字や漢字が書けるようになったり、写

真や動画を見ることで学習意欲が高まるといった効果もあるようでございます。また、コミュニケーションがとりにくい子供たちも、タブレットを通じて文字での会話が行えるなど、さまざまな効果が期待できる特別支援教育での有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問、「学校における働き方改革について」でございます。

昨今、教員の多忙、時間外勤務の多さについては、教員を含め、多くの関係者、関係機関から叫ばれ、問題となっているところでございます。こうした中、昨年12月、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が可決され、いわゆる改正給特法が成立したところでございます。この改正給特法は、教員の時間外勤務の上限を定めたガイドラインの格上げと、変形労働制の採用という二つが大きな柱となっております。

現在、熊野町立学校に勤務する教員は、出勤、退校時間等を管理するシステムを使い、パソコンにより管理しており、管理職は毎月このシステムを活用し、自校の教員の勤務状況、特に時間外勤務の状況について把握した上で、教員の体調管理、メンタル面の管理等に努めています。

また、今後は教育委員会の規則において、教員の時間外勤務の上限について明記することで、教員の働き方改革への意識を変えていくとともに、多忙の要因を整理しながら、その目標達成に向けた取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 私は、町内小・中学校ICT環境の整備については、平成26年度から繰り返し質問をさせていただいておりますが、先ほどの御答弁で、国のロードマップでは令和5年度までに1人1台の端末の整備が掲げられているところ、熊野町では令和4年度の達成をめどに準備を進めてくださるとのこと。町長におかれましては、当初より積極的に取り組んでいただき、深く感謝申し上げます。

町内小・中学校の令和4年度までの具体的な整備目標をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（隼田） 1人1台の端末整備につきましては、今年度予算を組みまして、それを繰り越し、高速通信ネットワークの校内LAN整備を行います。ネットワークを整備した後、令和2年度内に小学校5年生から中学校1年生の3学年を対象に整備し、令和3年度に小学校3、4年生と、中学校2、3年生、令和4年度に小学校1、2年生に順次整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 今回のこの国の予算措置を使って全国どの市町も整備に取り組んでいかれると予測されるのですが、この高速大容量の通信ネットワークを整備する上での工事業者の確保や、また機器の調達に関して懸念される場所ですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（隼田） 昨年12月に国がこういう方針を立てまして、補正をしたわけなんですけれども、全国各市町、このICTの整備について取りかかっているところだと思います。なるべく早く整備する仕様等を決定いたしまして、早期に工事業者入札を行い、業者のほうを確定させていきたいと考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） 先ほど御答弁ございましたように、令和2年度に小学5年生、6年生、中学1年生、端末台数としては765台、令和3年度に小学校3年生、4年生、中学校2年生、3年生、端末945台、令和4年度に小学校1年生、2年生、端末453台ということになっておりますが、この機器の調達に関してはいかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

○教育部次長（隼田） 機器の調達につきましても、熊野町の場合、1年前倒しですというように早期に取りかかって、整備のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） よろしくお願いたします。

それでは、現在、各校に整備されているタブレット端末は、今後も使用できるのでしょうか。また、今後整備されるタブレット端末は今までのものよりも機能性が向上しているのかどうか、その辺についてお伺いたします。

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

○教育部次長（隼田） 平成29年度から、熊野町のほうでは元年度にかけて3年間でタブレット端末のほうを整備いたしました。このたび国が示しておりますGIGAスクール構想での端末の仕様を見ますと、今整備している仕様よりは若干落ちるものだと。補助金自体が上限額4万5,000円ということでかなり絞られておりますので、このたび整備するものにつきましては、今まで整備したものよりは若干仕様が落ちると、そのように考えております。

以上です。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） 今までは高速通信ネットワークが整備されていない中でのタブレットの仕様ということで、今後は高速通信ネットワークが整備されるということなので、今おっしゃったようなちょっと仕様が下がるということでしたが、中身についてはどのようになっていくのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） このたびG I G Aスクール構想で整備いたしますものにつきましては、端末自体での中身じゃなくて、ネット上に資料をとりに行ったりとか、ネット上のものを使用するような仕様になっております。そのため、高速大容量のネットワークを整備しろというようなことのようにです。それで、29年度から整備いたしましたものよりは若干性能が落ちるという意味でございます。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 高速通信ネットワークが整備されるということで、使い勝手はよくなるかと考えてよろしいですか。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 先ほども言いました、ネット上にコンテンツを呼びに行くというようなことで、そのコンテンツの今後の整備状況にもよろうかと思えますけれども、全国的にこのG I G Aスクール構想が進む中で、そのようなコンテンツも種類がふえていくんじゃないかと、そのように考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） 文科省の令和元年度補正予算では、小5、小6、中1及び特別支援学校を可能な限り優先することとし、ほかの学年については特別支援学級を優先することとしています。端末整備については、熊野町においても特別支援学級を優先していただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

○教育部次長（隼田） 議員おっしゃるとおり、国の通知によりますと、特別支援学級を優先させて整備しろというような方向性が出ております。熊野町におきましても、令和2年度に、小5、小6、中1の整備とあわせて特別支援級のほうにも整備をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

教員がICT機器を効果的に活用できるための取り組みとして、デジタル教科書の導入やデジタル教材の活用との御答弁がございましたが、平成28年度に質問させていただいたときには、既に中学校に指導者用デジタル教科書が導入されておりました。また、平成29年度からはICT整備について教員を含めた研究会を設置し、検討を始め、教育長からは教員の力量を高めていくとの御答弁もございました。平成29年度から今年度までにICT機器を活用できる教員は全体の何割に達したのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

○教育部次長（隼田） 平成29年度、ICT端末を整備した当初におきましては、各学校でICT機器に詳しい教員、一、二名の教員のみが活用するといったような状況でございました。今年度調査しましたところ、一回でもタブレットを活用したことがある教員は全体で77%、またタブレット端末に限らず、パソコンを活用した授業を展開したことがある教員につきましては、全体で96%という数字が出ております。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。



○8番（沖田） ありがとうございます。

ことし4月からは、子供たちが手にとる教科書にはQRコードが載っているというお話も聞いています。これからの授業や学習においてICTの活用が前提となっている一つの事例と言えます。苦手な教員の方には、まずはQRコードを読み取って活用するといった簡単にできるところからでもよいと思いますので、積極的な活用を進めていただきたいと思います。

一方、上手な教員のオンライン授業や、自動で出題が採点されるAIドリルが普及すれば、教師の役割はとってかわられるのではないかという声も一部から聞こえておりますが、当然ながら全くの誤りであります。学びには人と人との直接的なかわりが不可欠であり、教育の成否が目の前にいる教員にかかっているということは不変であります。教育の専門家である教員が全ての子供たちの力を最大限に引き出していくため、子供たち一人一人の変容を見取りながら、最適な学びが可能となるような環境の実現を目指していくべきです。

そのためにも、子供たちの数が減少する中であっても教員の数を確保していくことは引き続き不可欠であります。子供たち一人一人の変容を見取りながら最適な学びが可能となるような環境を実現できるよう、教員の数をどのようにして確保していくのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 教員の不足、先ほどありましたブラック企業ではございませんけれども、ちょっと職場環境がよくないというようなことで、最近教員不足があらわれております。県におきまして、教員養成塾とかといったようなもので、教員のなり手を求めているような状況です。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） よろしくお伺いいたします。

先ほども紹介いたしました、PISA2018では学校の授業でのICTの活用状

況は低かった一方、学校外ではネット上のチャットやゲームを利用する頻度はOECD平均よりも高く、その増加が著しいことが明らかになるなど、子供たちは学校外ではさまざまな用途でICTを活用している実態がわかりました。

その中で、子供たちにICT機器を使わせることによって有害な情報に触れてしまうのではないかと、SNSを通じた被害に遭わないか、ネットいじめやネット依存につながるのではないかなど懸念の声も聞こえております。確かに、ICTの活用には、よい側面だけではなく留意すべき点もあります。しかし、ほとんどの子供たちは学校以外の場では既にICT機器に触れており、保護者が見えないところである場合もあると思います。

子供たちをICTから遠ざけるのではなく、ICTを適切に使いこなしていくことができるよう、情報モラル教育の充実や有害情報対策などに取り組んでいくことが一層重要になると考えます。情報モラル教育の充実や有害情報対策などにどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 議員おっしゃるとおり、家庭でも急速にICT機器、普及をしております。児童・生徒が手軽にインターネットやSNSを利用する機会がふえた昨今、ネットリテラシーですね、インターネットを正しく活用できる知識、能力について、ネットモラルに対する教育が非常に重要と考えております。

ネット上に掲載されております情報の真偽を判断するであるとか、ネット上でのトラブルを回避する力、またSNSを利用する際のマナーなどについても、子供たちの発達段階に応じまして継続的な指導を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） インターネットリテラシーについては、平成27年3月定例会においても質問をさせていただいているのですが、当時の答弁の中に、午後9時以降は携帯電話、スマートフォンによる通信をしない「ストップ9」という活動を全県一斉に展開

しているということと、熊野町では毎月ゼロのつく日、すなわち10日、20日、30日には、テレビを見ない、ゲームもしない、携帯電話、スマートフォンも使わない、その時間にくまどくをするという「0の日運動」を提唱されておりますが、現在はどうなっているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 現在も「0の日運動」、「ストップ9」という推進は行っているところでございます。開始当初は周知ということでいろいろアナウンスをしとったところなんですけれども、今は少し定着したということもございます。各学校のほうで、保護者宛てであるとか、児童・生徒のほうに、「きょうはゼロの日よ」というようなことで推進を進めておるところでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

情報モラル教育の充実や有害情報対策は、学校だけではなく地域全体で取り組んでいくべきだと考えます。保護者や地域社会への働きかけについてもお願いをしたいと思います。

特別支援教育におけるICTの活用についても、平成28年度に質問させていただきました。これまでの具体的な取り組みをお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（隼田） 特別支援教育におきましてICT機器の活用につきましては、一般的にはデジタル教科書の読み音声。済みません。失礼しました。主に国語のデジタル教科書を活用しております。読まれた文字の色が変わっていく音声読み上げ機能であるとか、あと挿絵等が拡大できる機能、背景色、文字色の設定など機械で簡単にできるのを利用して、視覚、聴覚に訴え、児童の興味を引き出し、集中させる

等の事業を展開しておるようでございます。また、一部無料の漢字ドリル等のアプリを利用することなど、その子に合った指導に活用している状況でございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） しっかり取り組んでいただいているということで安心いたしました。

特別な支援を必要とする子供たちが、さまざまな障害に応じてICTを活用することで、勉強や生活をしていく上での困難を改善、克服することができます。例えば、目が見えなかったり、ゆがんで見えたりする子供は、読み上げ機能や拡大機能のついたタブレット端末や、学習者用デジタル教科書を使用することで、みんなと同じように学ぶことがかきません。また、耳が聞こえにくい子供は、教師や周りの子供の発音を音声認識技術を用いて文字に変換することで、不自由なく授業に参加できます。

また、近年増加している外国にルーツを持つ子供たちへのきめ細やかな指導を行う際もICTは効果的です。例えば、多言語翻訳システムを使うことで、子供や保護者との意思疎通もスムーズになります。熊野町内におきましても、現在いらっしゃるとお伺いしておりますので、今後このようなことに使っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

国連の持続可能な開発目標であるSDGsでは、誰一人取り残さない世界の実現を目指し取り組んでいます。子供たち一人一人を誰も取り残すことのない教育を推進し、子育て安心社会を実現するために、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、教育長の思いをお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） 議員御指摘のように、これからはこういった情報機器は避けて通れない時代、間違いなく来ております。ただ、我々がよく意識しておかなければならないのは、これは単なるツールであると。ツールで、それが目的ではないということを意識しておきたいというように思います。

終わります。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、あくまでもこれはツールとして、児童・生徒に向き合っていくのは教員一人一人の力量にかかっておりますので、今後ともよろしく願いたします。

繰り返しになりますが、今の子供たちは既にICTに囲まれて育っています。本来、学校は子供たちが生きていく上で必要となるものを学ぶことができる場所であるはずですが、ICTについては残念ながら社会から取り残されてしまっている状況です。熊野町としても、学校ICT環境の飛躍的な充実とICTを効果的に活用した豊かな学びの実現を目指して全力を尽くしていただきたいと思います。

以上で、この質問については終わらせていただきます。

続きまして、学校における働き方改革についてですが、この在校等時間の客観的な把握ということで、熊野町におきましては、パソコンを使い管理職が毎月このシステムを活用して教員の勤務状況、時間外勤務の状況について把握した上で、教員の体調管理、メンタル面の管理に努めているという御答弁でございました。

この在校等時間の客観的な把握が必要になってくることにつきましては、令和2年度の国の予算におきまして、教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上のための加配定数の活用にあたって、この在校等時間の客観的な把握が確実になされていることが必要となっておりますので、引き続きデータの蓄積をお願いしたいと思います。

学校の教員は多忙です。その中でICT機器が新たに加わることに戸惑いや不安を持つ人もいるかもしれません。ただ、教員を支援するツールとしてICTを効果的に活用することが、教材の研究、作成などの授業準備の効率化や書類作成や会議の効率的、効果的な実施を可能にすると考えます。導入するときに一時的に負担が生じる場合もあるかもしれません。しかし、一旦導入されれば教員の日常の業務も大きく効率化され、学校における働き方改革にもつながるものであります。

私は、平成25年に、教員の事務負担の軽減のため校務支援システムの導入について質問させていただきましたが、これについてどのように検討されたのか、お伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 校務支援システムにつきましては、教職員の業務改善に有用であり、近隣市町では府中町が今年度導入をしておるようです。海田町においては来年度、導入を計画しているということのようです。令和3年度に現在の教職員が使用しておりますパソコン及び学校サーバーのリース契約が満了いたします。この更新時期を機に、熊野町においても校務支援システムの導入を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 沖田議員。

〇8番（沖田） ありがとうございます。

ICTの効果的な活用によって、教員が子供と向き合う時間がこれまで以上にふえ、本来の業務に専門性を発揮できる機会が増すなど、教員の仕事は質、量の両面から改善できます。また、教職人生が豊かなものになることにより、教師という仕事の魅力向上も期待されます。

ここで大切になってくるのは、学校や教員に対する手厚い支援です。その支援の主体は教育委員会だけではなく、熊野町全体として考えなければなりません。町長の思いをお伺いいたします。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部次長。

〇教育部次長（隼田） 議員御指摘のように、地域の理解というものが大変重要になってこようかと思えます。来年度、4月からになりますけれども、熊野町学校運営協議会というものを設ける予定としております。地域の方に学校のほうに入ってください、運営等の御協議をいただきながら、地域理解、地域の御支援等を賜ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） ぜひともよろしく願ひいたします。

学校管理規則において、在校等時間の上限を明記するという事で、こちらが熊野町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、これ熊野町のものなんですけれども、これ一番最後のページに附則がたくさん書いております。これは当時の議案を見ないと中身がわからないものとなっております。この学校規則では、教育委員会の職員のどなたが見ても中身がわかるものとはなっていないと思うのですが、これはこのたびいい機会ですので、刷新するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 横山教育部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部長（横山） 議員御指摘のように、この規則を見る限り、附則の内容がどういう内容であるかということは確かに確認ができないという状況でございます。当然、教育委員会会議の中で諮りました議案等につきましては、それはきちんと保存、保管しているわけでございますが、今御指摘ありましたように、何らかの形で、それがわかりやすいものとなるような形で今後残すことができないか、そのあたりは検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） よろしく願ひいたします。

先ほど教育長の御答弁の中に、改正給特法の中に、時間外勤務の上限を定めたガイドラインの格上げと変形労働制の採用という二つが大きな柱となっているという御答弁がございました。この変形労働制の採用ということですが、これについては、夏休みなどの長期休業期間を閑散期とみなして休日をふやし、その分を学期中の繁忙期につけかえるという方法であるということですが、この変形労働制の採用ということにつ

いて、教育長の率直な思いをお聞かせください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 林教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（林） この変形労働制につきましては、今、他の市町で取り組もうとされとるのが記事等々で出ております。近くで言えば福山市。ここらは実際、現実にはいろんな課題が出てくるだろうと思うんで、よくよくこの点は検討しながら、よその実態を見ながら、そして国、あるいは県の動向を見据えながら検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。私も慎重にお願いしたいと思います。

この長時間労働が常態化している学校において、年間を通して定時の時間を足し引きするだけの新制度は、長時間労働を解消することにはつながらないということで、実際に萩生田文部科学大臣も、これを導入すること自体が日々の教師の業務や勤務時間を縮減するものではありませんと述べられております。かえって教員が働きにくい環境にならないように、細心の注意を払って取り組んでいただきたいと思います。

中教審答申には、実際に学校現場に導入するに当たっては、長期休業期間中の業務量を一層縮減することが前提と明記されており、また萩生田文部科学大臣も、導入はあくまで選択的なものであって、各地方公共団体において導入するか否かの判断を行うものであること。全ての教師に対して画一的に導入するのではなくて、例えば育児中や介護をしている教員には適用しないこともできるようにする、と述べられていらっしゃいます。

今回の法律は、教員の長時間労働を是正するためのものではありませんが、かえって縛りがかかることにより教員に負担がふえるということがないように、細心の注意を払っていただきたいと思います。教員を守ることが子供たちを守ることに繋がりますので、今後も真剣に取り組んでいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

続いて、2番、福垣内議員の発言を許します。福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（福垣内） 2番、福垣内邦治でございます。

本日は、町民の安全、安心に関する施策につきまして、大きく2項目質問させていただきます。

まず初めに、町内消防団に対する町の関与、支援に関しまして質問いたします。

先日の熊野町消防団出初式で拝見させていただきましたように、本団及び全10分団の皆様方は大変頼もしく、士気も大変高いようにお見受けいたしました。一昨年の災害時にも、被災者救護等の最前線で御協力いただきましたのも記憶に新しいところです。

多くの団員が別に職業を持ち、多忙な中で訓練を積み、消火活動、地域活動をされておられる姿には頭の下がるどころです。しかしながら、団員の勤務形態の多様化、平均年齢の上昇など、現状の活力ある熊野町消防団を維持していくことが年々困難になっている状況は、多くの消防団幹部の皆様にも認識されているところでございます。

消防団員としての責務、訓練は多種にわたります。私も20年ほど分団で活動させていただいてまいりましたが、多くの友人団員が勤務先との時間調整、子息の学校行事との兼ね合いなど時間をやりくりしながら訓練に参加されていたのを覚えております。せっかく貴重な時間を割いての訓練でございますが、20年前より内容などが硬直的で、ほとんど変わっていないように感じております。

一昨年の豪雨災害、今日の新型ウイルス対策等、予見できないことのほうが多く、私たちの生活に対する脅威は従前の準備だけでは十分と言えなくなってきております。地域を守る消防団の重要性は増すことすらあれ、決して低下していくことはございません。

そこでお伺いいたします。熊野町としまして、活動内容、訓練内容の見直しを行っていく、関与を強めていくとのお考えはございますでしょうか。

次に、安全、安心なまちづくり、防犯に対する取り組みをお伺いいたします。

防犯対策は警察だけにお任せするべきでない事柄で、安全、安心なまちづくりの基本とも言えます。特に、子育て世代の方々への町内への流入を促進する際にも大きくア

ピールしていくことのできる点かと思えます。

昨今、不審者情報などが、幼児、小・中学生を持つ親御さんたちに、迅速に、また一斉にスマホ、携帯電話等で配信されるようになっております。学校関係者、警察、行政での連携がうまくとられていることは、保護者の方々にとって大変心強いものであらうと思えます。同時に、各自治会等による防犯灯の設置増も高い防犯効果を発揮していると思われまます。

そこで4点お伺いいたします。

熊野町としまして、積極的に防犯カメラの設置に努めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

熊野町所有施設のみならず、主要県道沿いの県、国所有施設への設置陳情、商業施設等に対する設置補助金の給付等取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

今般は多くの車にドライブレコーダーが取り付けられております。熊野町が所有する車への設置状況はどうなっておりますでしょうか。

公用車、町内居住者が防犯ステッカーを掲示した車両で町内を移動することは大きな犯罪抑止力となると考えますが、いかがでしょうか。

以上、消防団に関しまして、防犯対策に関しましての2項目をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 福垣内議員の二つの御質問、「消防団への関与について」と「防犯対策について」の御質問にお答えします。

まず、1番目の消防団への関与についての御質問ですが、消防団は、消防組織法により各市町村に設置され、消防団長の指揮監督のもと、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することなどを任務としており、平成30年7月豪雨におきましても、夜を徹して救助活動を展開し、二次災害の予防に留意しつつ懸命に職務を遂行していただきました。今後の町の防災・減災への取り組みにおきましても、消防団は欠かせない存在であることから、引き続き、消防団が活動しやすい環境の整備を進めてまいります。

詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

次に、2番目の防犯対策についての御質問にお答えします。

防犯対策に係る町の取り組みといたしましては、一部の公用車や御協力をいただいた一般車両等への防犯ステッカーの表示のほか、4台の公用車に青色の回転灯を装備し、業務を兼ねたパトロール等の防犯活動を実施しております。また、防犯灯の設置・管理に要する費用の自治会への補助を行い、犯罪の抑止に努めているところでございます。

現在、町として防犯カメラの設置は行っておりませんが、近年、犯罪捜査における防犯カメラ画像の活用など、録画画像の有効性は認識をしております。

詳細につきましては、民生部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 福垣内議員の、1番目の「消防団への関与について」の御質問に、詳細にお答えいたします。

まず最初に、消防団全般につきまして説明させていただきますと、消防団は、町長が任命した消防団長をトップとする組織でございます。消防団長は町長の承諾を得て、その他の団員を任命し、消防団全体の事務を統括するとともに、指揮監督することとされております。また、消防団の訓練計画等については、本団と各消防団の分団長で構成される役員会において決定されております。

1点目の訓練内容についてでございますが、消防団が例年、通常実施されている訓練などは、出水期までに行う水防訓練、夏場には規律訓練や安芸郡4町幹部教育訓練、秋から年末にかけては普通救命講習と年末特別警戒、1月以降については出初式、文化財防火訓練、安芸地区消防団林野火災訓練などがございます。このほか各分団では毎月のポンプ点検や各地区での避難訓練のほか、イベント参加などを通じて地域への貢献を行っておられます。

次に、2点目の団員募集についてでございますが、現在、団員数は定員より1名減の156人でございます。団員は、各分団において確保に努めていただいている状況でございますが、地区内での確保に苦心されている場合もございます。今後、消防団の高齢化も進み、若い団員の補充がさらに困難となることが考えられますので、消防団長とも協議を行いながら、団員募集の周知のあり方について検討を進めてまいりたい

と考えております。

続きまして、3点目の団員の技能向上についてでございますが、多くの団員が就業しており、多忙な中で訓練に参加されていることから、団員の負担を考慮し、大きな訓練内容の変更をせず、基本的な訓練を限られた時間で実施しているのが現状でございます。また、団員の高齢化が進んでおり、これもまた基本的な訓練のみとされている要因となっていると考えております。今後、団員の技能向上においては、消防学校への入校が有効的ではないかと考えておりますので、積極的な入校を検討していただくようお願いしてまいります。

4点目の消防車両についてでございますが、現在、普通自動車免許で運転できる消防積載車を10台、各分団へ貸与し、その耐用年数は20年としております。近年、若い団員の保有する運転免許にはオートマ限定などの制限のあるものもございますので、時代に合った車両の導入を進めるとともに、団員の技能向上の一環として、運転技術の向上につながる訓練を取り入れるようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光民生部長。

~~~~~○~~~~~

○民生部長（時光） 福垣内議員の、2番目の「防犯対策について」の御質問に、詳細にお答えします。

まず、1点目の町施設への防犯カメラの設置についてでございますが、庁舎をはじめ、くまのみらい交流館や学校など、施設管理を目的としてカメラを設置している施設があります。施設によっては、屋外に設置しているカメラで隣接する町道も映る場合もありますが、基本的には施設管理を目的としたものとなっております。

次に、2点目の防犯カメラ設置補助についてでございますが、防犯カメラの設置につきましては、自治体が設置し管理運営する方法と、議員御指摘の補助金により自治会等に設置をお願いする方法があらうかと思えます。町といたしましては、町が管理する方法が適当と考え、平成29年度に、海田警察からも御意見をいただき、町内の県道や町道へのカメラの設置を検討しておりましたが、平成30年7月豪雨災害の復旧、復興を優先することとし、現時点では、令和4年度の設置に向けて検討することとしております。

3点目の町有車ドライブレコーダーについてでございますが、一般的には、事故発生時の記録等のためドライブレコーダーの普及が進んでおりますが、公用車への設置はしていないのが現状でございます。

4点目の防犯ステッカーについてでございますが、「防犯パトロール中」と書かれたステッカーを一部の公用車に表示するとともに、御協力いただける住民の方にも配布し、自家用車に表示していただいております。ステッカーを表示した車両が町内を走ることによって犯罪抑止に一定の効果があるものと考えておりますので、今後も、町民の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） まずは、消防団に関する質問を進めさせていただきます。

先ほどの御答弁にございましたように、訓練内容も一つの問題点であろうかと思われ  
ます。消防団役員及び町執行部との話し合いの場だけとなりますと、どうしても平均  
年齢が高くなってしまいます。まだ人数は少ないでしょうが、平成生まれの団員さん  
たちの意見を吸い上げていく場を設け、新たな訓練方法等を検討していただくのはど  
うかと思うのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 現在、実施されている多くの訓練が、消防団の経験年数に関係  
なく、全員一律のメニューによる水防訓練や林野火災訓練などとなっております。夏  
場の規律訓練では唯一経験年数を考慮して班分けをしておりますが、訓練内容につい  
て、団員間で意見を聞くような場とはなっておりません。

今後、団員の技術の向上を図る上で、講義形式での団員への安全管理講習などが必要  
と考えられますので、その場を利用して若い団員の意見をお伺いするなど、消防団と  
ともに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 続いて、古くから行われている訓練メニューの一つについてお伺いします。これは入団いただいている団員の士気にかかわることかとも思いますが、各自通常の勤務の終了後、多忙な中、時間に都合をつけ訓練に参加している団員に対しまして、規律訓練に多くの時間が割かれております。この中で、毎年繰り返し行われている集団行動訓練よりも、先ほど危機管理監からも御回答がありましたように、技術向上に向けての専門的な訓練がもっと必要なのではないのでしょうか。

そこで御質問いたします。規律訓練に割かれている時間や予算を、十分に訓練を積み重ねられている本職である警察署員、消防署員との連絡、調整、共同活動の訓練へと変えていくことはできないのでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 毎年繰り返し行われております整列や行進などの規律訓練が、直接消防活動のほうにつながるとは断言しにくいのですが、各分団ごとに分団長を指揮者として活動していただくケースが多くあると考えております。各分団長の号令、指揮のもと、安全に消火活動を行うためには、部隊でのさまざまな訓練が必要と認識しております。

先ほど議員御指摘いただきましたように、技術の向上には消防団にとって必要不可欠と考えております。今後は技術の向上のため、消防署、消防団長とも相談をし、消防学校で実施されている訓練内容の情報も収集しながら、実践に活用できる訓練方法を取り入れていくことを検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 同様に、消防車両についての訓練内容についてですが、車両誘導等の技術習得、各分団の消防車両運転訓練等、実地に即した訓練へと変えていくことはできないのでしょうか。先ほど危機管理監も言われておりましたが、昨今、AT限定免許

保持者や1トントラック、2トントラックの運転経験が少ない方はふえているように感じておりますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 近年、消防学校では車両を使った訓練が行われていると聞いております。その手法を取り入れることを検討していくとともに、オートマ限定免許しか持たない団員のために、車両の更新時におきましてはオートマ車の導入を他町の事例を参考にして、軽自動車の導入なども検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 消防団員の募集の答弁におきまして、団員の確保に苦勞することがあるとのことでしたが、消防団員に新規加入いただく際、民間においてはその勤務先事業所様の御理解、御協力が不可欠であることは言うまでもありません。町、または消防団より御協力いただいている各事業所様に対しまして、入団御礼、毎年の協力感謝の礼状などで謝意を伝える方法をとっておられますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 団員の勤務先となる事業所等への入団のお礼等は、現在行っておりません。本町におきましては、熊野町消防団協力事業所表示制度というものがございまして、消防団の活動に積極的に協力いただいている一定条件を満たす事業所に対しまして、申請、または推薦により消防団協力事業所表示証を交付させていただいております。今後、団員の活動しやすい環境づくりのため、協力事業所等にもっと御理解いただけるように、消防団の活動を周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（福垣内） 町民の方とお話しておりますも、消防団は若い人たちが地域活動に参加していくきっかけになっている、自治体活動の若手担い手になってもらっていてありがたいと、単に消火活動にとどまらず、町の活性化に大きく貢献されている組織でございます。町サイドといたしましても、単に費用を出す、車両を整備するというハード面にとどまらず、次世代の安全、安心を担う大切な人材であることを踏まえ、ソフト面での関与も強めていただきたいと考えております。

次に、防犯対策についての質問を進めさせていただきます。

各種自動車関連事故、窃盗事件等があった場合に、テレビ等で防犯カメラ映像が流されることがございます。主要幹線沿いの防犯カメラ映像との説明がありますが、先ほど御答弁にありました町内の防犯カメラ設置施設について、施設名と設置台数を教えていただけませんか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（宗像） カメラの設置場所ということですが、役場庁舎のほうに4台、それからこども夢プラザのほうに4台、みらい交流館に4台、それから各小・中学校合わせまして18台、合計で30台でございます。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○2番（福垣内） そのうち、建物内、建物外の台数はおわかりでしょうか。また、建物外の場合は、前面を通過する車両等を確認できるものでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生活環境課長（宗像） 役場庁舎、それからみらい交流館のロビーに各1台、屋内を映す、屋内に設置したものがございます。それ以外は全て屋外に設置されております。

部長答弁にもありましたとおり、基本的には施設管理を目的として設置したものでご

ざいますが、隣接する道路等も映っているカメラもございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 主要幹線沿いの施設に設置いただいております、安心いたしました。今後、他施設への増設についてもよろしく願いいたします。

続いて、防犯カメラの設置補助につきましては、先ほどの御答弁にありましたように、補助金ではなく、町が設置をしていただくということで理解してよろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（宗像） 先ほどの部長答弁にもありましたとおり、防犯カメラを設置する場合には、方法としまして町が設置し管理運営する方法が適当であるというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 町のほうで設置を考えていただいているということで、ありがたいこととでございます。

次に、今後の設置場所について検討いただいておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（宗像） 具体的に決まっておりませんが、設置の際には、先ほどの御質問にもありましたとおり、既に設置している施設との重複を避け、警察とも十分に協議を行って選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

○2番（福垣内） 次の質問になりますが、近年の新車購入者の方の多くが、各種トラブルを防止する目的でドライブレコーダーをつけておられるようです。熊野町の所有車両には一台もついていないとのことですが、ドライブレコーダー設置とのステッカーのある車両が町内を巡回する行為は、それ自体防犯対策となっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀬戸） 桐木財務課長。

○財務課長（桐木） 議員御指摘のとおり、防犯面で動く防犯カメラの役目を果たせれば、安心、安全なまちづくりの観点から有効な手段の一つだと考えられます。また、運転者本人の交通安全に対する意識向上にもつながり、交通事故の抑止効果も考えられるため、まず青色の回転灯を装備した青色防犯パトロール車から予算の範囲内で設置し、公用車の更新時などに順次設置していければと考えています。

以上でございます。

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

○2番（福垣内） よろしくお願いたします。

次に、数年前は車両に「防犯パトロール中」との黄色いステッカーをつけた車を多く見かけておりましたが、最近は少なくなっているようですが、再配布等のお考えはございませんでしょうか。

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

○生活環境課長（宗像） 先ほどの部長答弁にもありましたとおり、ステッカー表示をした車両が町内を走ることによって犯罪抑止に一定の効果があるものと考えており、現在も申請していただければ配布をしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、新規の申請件数はほとんどなく、現在表示いただいている方は更新して表示いただく程度

にとどまっております。このことから、周知方法の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 福垣内議員。

~~~~~○~~~~~

○2番（福垣内） 防犯カメラの持つ犯罪抑止力は大きなものがあるかと思われま

す。本町より町外へ通じる幹線道路は、県道に限りますと5本、県道沿いに5台しっかりと防犯カメラを設置することで、町内で重大事件が発生した場合でもある程度対応できることとなります。例えばですが、熊野町でひき逃げ、当て逃げ、犯罪行為をした場合にも、車では逃走できませんよと、町内外の人にアピールすることは意義のあることと考えます。安全、安心なまちづくりはここまでやったから大丈夫との目標点があったり、抜け目なく対策済みとの判断がしにくい問題かと思われま

すが、少しでも事件、事故の発生を防ぐことができればとの意識を共有いただきまして、積極的な取り組みをお願いしたいと思

います。御答弁は結構です。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で福垣内議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時5分とします。

（休憩 14時45分）

（再開 15時05分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

12番、荒瀧議員の発言を許します。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 12番、荒瀧でございます。皆さん、頑張ってください。コロナでビビルときに入っておるよう

でございますが、人間の生命力、免疫力はすごいものがござ

います。いつも私は自立自立という言葉を出すんですが、人間というの

は素晴らしい能力がござ

いますので、私ども、このメンバーで熊野を元気にしていかな

くてはいけません。しっかり対応していきたいと思っております。

まず、内容についてでございますが、実は、これは余り本会議でする内容ではないんです。ただ、特別委員会、まず災害特別委員会の件でございますが、去年、この場で特別委員会の報告書を出させていただいたんですが、これは検証委員会を見据えての状態でございます。検証委員会がどういうのを出されるか、ポイントをついておられるか、見定めながらしておって、改めて選挙が終わった後、特別委員会をしましよーうといいましても、新しい議長、やる気がございません。

2番目の件、本来は議員内で相談をして、新しい4人の議員の方も踏まえて、議会人とはどうあるべきかと。約束事は、2万人を切ったら定数の削減を考えようと。ただ、持して2万人を切るのではないぞと。みんなが研磨して、頑張っ、熊野を元気なまちにしようという約束の中でまとまった話だったんです。これがいつの間にか本会議に上程されまして、議長の進行を含めて10人の方がまとまって進められたと思います。これでは議会の秩序が保てません。そういう状態の中でこれを出しました。答えにくい点は結構です。ぜひ最後には議長にお願いをして、特別委員会を開いていただいて、議員の中の意見を統一して発言をすべきだと思っております。

まず、1番目でございます。

1年8カ月がたちました、豪雨。あの日は、何回も繰り返しますが、私の息子が九州へ入っておりました。親です。私ども、ある意味じゃあ、町民の親の役目もせにやいけんのですが、心配です。ええがに帰ってくるかと。金曜日、休みをとって熊野へ帰ってくる。次の日、朝から新幹線が動きません。九州は大雨でございます。5日の日に、気象庁は、5日から8日にかけての豪雨があるぞと、心配しとけよ、という心構えを言うられました。こういう心構えがある中でこういう事態が起こったのかどうか。

時系列的に見ると、あのとき混乱しておりましたね。勧告、指示。指示があつて逃げなさい。これは安佐南の災害があつたときに、新宮に避難所をつくるときに、この場で、テレビ局がそこに来ておりました。熊野町は先端の防災機能を持つとる。避難もできる答弁でした。私どもも安心しました。これできっといいぐあいに逃げられるぞと。ただ、1枚開いてみると大変な問題が起こったわけです。

12人の亡くなられた方々。一生懸命働いて、日夜働いていただいた上で固定資産税、税金を払っていただける大事な住民の方でございます。子供さんも3歳、小学校、

中学校、今からすばらしい人材に育てる方だったと私は信じております。

そんな中、私ども議会としてもそれを認めたわけです。私は、あの人が言うたからわしゃ知らんと切りませんからね。議会全体でこうやって話し合いをして決まったことですから、ええことを言うてくださったと、私は見ておりました。ただ、私どものチェックも足らなかった。

町長は最高責任者です。次の日の8時45分から対策本部を練られた。気象庁の情報があったのか。これはどうなのか、どこまで危機感を持ってらっしゃったか。ここらもお聞きする中で、まずは反省をして、私はのどのここまでつかえとるんです。申しわけないことをしたと。12人の方の命。地域懇談会で資料を配ってらっしゃいますが、2階に逃げておれば生き残った命が何人かおられるような気がします。そんな中、私どもは心から謝罪をしなくちゃいけないと。ここから復興が始まるものと私は思っております。

次の段階でございます。日本は改めて考えれば災害大国でございます。地震、感染症。これは今回のコロナのことを言うるとるんじゃないんです。町長がいち早く避難所をつくるというのを、東にされるという方向づけを出された。そんな中、中林という都立大学の先生の講演会を私どもは聞きました。災害の想定は2倍。熊野の場合は5倍か10倍想定してもいいかもわかりません。そういう中で、感染症だけは気をつけなさいよと。2次災害が起こるぞと。だから、長くそこに同じ、缶詰にしとったらいけないということなんです。

今はコロナですが、ノロもあるかもわかりません。耐性菌といいまして、人間の業ですが、薬を使い過ぎて、菌がまた怒り出したわけです。だから、夏に出る菌も当然想定しとかなくちゃいけないわけでございます。ただ、これを恐れてはいけません。私どもこの世で生きとるわけでございますから、真正面からこれを受けとめて、正々堂々と解決していかなくてはいけないと思います。

そんな中、だんだん山が上がれば上がるほど大きな山が見えてくるわけでございます。そんな中、今回条例が出てまいります。これは町民との協働です。このあたり、社会のシステムを変えていかなくちゃいけない時代になつとるんです。行政は偉いんだと、何でもできるんだという発想ではないんです。女性の問題もそうです。出産の問題もそうです。女性議員が少ないのもそうです。社会の仕組みを変えていかない限り解決できません。こういう点をお聞きをしたいのが1番でございます。

2番目。これは何度も私、特別委員会をつくっていただければ繰り返して質問してまいります。せんだって、12月、動議でとめました。これはなぜかといいますと、約束が違うからでございます。約束は2万人を切ったらという約束でございました。ただ、報告書は当面の間となっております。ここがくせです、報告書をつくった人の。だから、私どもの責任もあるんです。最後の報告書までよくよく読み取っておかないと、当面ということになれば、時期が変わればいつでもできるんだらうと、読みかえるわけですね。このあたり、人間がつくる人災の部分でございます。そこを見定めて、今後とも議会運営をしていく上では見定めていかなくちゃいけないと。

そういう強行採決をされた中で、議長もそれをもう誘導するがごとく強引に進行されました。この人の後ろに誰かおられるんじゃないかと私は思うんですね。もっと強力な方が。これが一番問題なんです。議会は二元代表制です。神聖な部分があります。やっていいことと悪いことがあります。このあたりどこまでお話しできるか。特別委員会の中できちっとまとめながら、是々非々でやはりやっていきませんと、町政はうまく行きません。

そんな中、賛成討論の中に、少子高齢化、人口減、災害による財政難という項目がございました。人口減、これは政府が手を打ってもとまらないのです。高齢化、これは栄養がよくて、年金制度があって、医療業務がよければ死なないです。保険会社はどんどん利益を上げてます、生命保険。これは社会がそういう社会をつくったんです、システム。これは私どもの責任ではない。私どもができることは何なのか。財政難、これは非常に大きな問題になりますので、一遍には答弁してくださいませ。予算委員会で聞いてまいります。ただ、この町政になって12年間、どれだけ起債がふえた、どれだけ貯金を減らしたか。私はこの三村町長を評価しますのは、貯金が好きですから随分ためてこられよったんです。だから、私はお金はあると思う中で、ただ生活交通路、これはただですからどんどん減りよります。これは何かただじゃいけないという発想も持たなくちゃいけない時代に入っております。

そんな中、最後でございますが、私ども、この神聖な場で2名減、約800万円のお金を抛出することになりました。本来、これは議長が交渉すべきことなんですが、私どもだけの問題じゃないんです。やっぱり同じレベルで責任を負う町の特別職の方はどういうふうにご考えておられるか。

以上、御説明を受けたいと思います。元気を出して、自分の免疫力を信じて頑張っ

まいりましょう。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の御質問、「災害対応について」と「少子高齢化等の現状」についてお答えいたします。

まず、1番目の災害対応についてお答えいたします。

平成30年7月豪雨の苦い経験から、町民の命を守る防災・減災対策を強化し、不断に見直しを行い、町民とともに安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに力を、全力を尽くすとともに、現在取り組んでおります。また、一昨年9月には、議員発議により、熊野町防災の日を定める条例を制定していただいているところでもございます。今後、さまざまな取り組みにより、再び人的災害を伴う災害を防ぐことが私に課せられた使命と考え、防災・減災を進めてまいる所存でございます。

詳細につきましては、危機管理監に答弁をさせます。

次に、2点目、少子高齢化等の現状でございます。我が国の出生率の長期的な低下による高齢化率の上昇と人口減少は今後も続く見通しであり、本町もまた同様でございます。こうした人口構成に加え、災害復興や防災・減災対策の強化をはじめとするさまざまな行財政需要により、本町の財政環境は厳しさを増しております。このため、これから策定する新たな総合計画において、本町が目指す将来像とその実現に向けた重点戦略、基本施策を明らかにし、令和の新たな時代における、持続可能で活力のあるまちづくりと、それを支える財政基盤の強化を鋭意推進する必要があると考えております。

詳細につきましては、総務部長に答弁をさせます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 荒瀧議員の、1番目の「災害対応について」の御質問に、詳細にお答えします。

長雨、台風による土砂災害や、今後10年以内に発生する確率が30%程度、30年以内に発生する確率が70から80%と考えられている南海トラフ地震など、今後、

本町で発生するであろう災害は、複数の災害が同時期に、または連続して発生することも想定して、十分な対策をしておく必要があると考えております。そのためには、住民一人一人が、自分の命は自分で守る「自助」、地域でともに支え合う「共助」、町が住民を守る「公助」の理念のもと、協働による防災・減災に取り組む体制が整っていることが必要と考えておりますが、現状では十分な体制ができているとは言えない状況でございます。

昨年9月に策定しました熊野町災害復興計画においては、災害対応力の強化の基本方針の実施計画として、防災拠点施設の整備、避難環境の充実、災害に備える取り組みの推進、危機管理体制の見直し・強化、速やかな避難支援など、ハード整備と並行して、町民の避難意識の向上や防災知識の習得、さらには地域での災害対応力を高めていただくことを支援するソフト的な取り組みの充実を図ることといたしました。

議員御指摘のとおり、町と住民が一体となって災害に対する十分な備えをするためには、町と住民の災害に対する危機感の共通認識と、災害に対する事前の備えや訓練参加などの住民の自助、共助能力の向上が不可欠であり、地域の避難訓練の実施、防災フェアや防災講習会等の開催、自主防災組織の育成などを通じて、住民の防災意識の向上と防災知識の周知に取り組むこととしております。

具体的には、災害後に設置された熊野町平成30年7月豪雨災害検証委員会において、災害発生時の町が行った災害対策本部の運営体制や避難情報発令等の検証結果報告書の提言に沿い、本部体制、避難情報発令基準や避難所開設時期の見直しなどに取り組んでまいりました。

次に、住民との危機感の共有のため、土砂災害ハザードマップの各戸配布を進めております。ハザードマップには土砂災害や浸水の危険性がある土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域などを表示しております。既に第二小学校区と第四小学校区には配布が完了しており、残った第一小学校区と第三小学校区の各戸に今月中に配布することから、全住民に、自宅、職場などにおける土砂災害、浸水害の危険性を共有することが可能となったと考えております。

また、住民の共助として、隣近所で避難の声かけを行う呼びかけ避難の普及促進のため、自主防災組織の設立の呼びかけも行っているところでございます。現在、町内には14団体が設立され、そのうちの9団体は被災後に設立されたもので、設立から一、二年の団体が多く、活動実績が少ないことから、県の支援を受けながら、避難マップ

の作成や避難訓練の共同実施などの育成支援を行っているところでございます。さらに、自主防災組織の方の防災士養成研修への参加を支援して防災士の増員を進めるなど、地域の防災リーダーの確保に努めることにより、自主防災組織の普及促進及び地域の防災力向上を期待しているところでございます。

一方、先月には熊野町防災会議を開催し、町地域防災計画を大きく見直したところでございますが、より円滑で効率的な業務運営を目指し、本部内の各班のマニュアル作成、見直しなどの作業を早急に進めております。このほかにも、現在実施しています防災行政無線のデジタル化更新事業におきましては、避難情報や地域の状況を迅速、確実にお知らせするシステムを整備中で、文字や音声に加え、町内の河川や道路の映像を提供し、直接視覚に訴えて危険性を感じていただけるような情報発信を行うことも検討しており、住民の皆様が避難の必要性を認識されて、早目の避難行動につながるよう取り組んでいるところでございます。

また、本定例会に提出いたしました熊野町防災・減災まちづくり条例案は、平成30年7月豪雨災害により、安全・安心なまちづくりのためには、町、関係機関、事業所及び住民の皆様がそれぞれの役割を果たし、協働して取り組むことの重要性が強く認識されたことから制定を望むもので、条例で自助、共助、公助の役割を明確にし、協働で取り組む基本的な方向性を定めて周知することにより、住民の防災意識が醸成され、町全体で防災・減災が大きく前進することを期待するものでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 荒瀧議員の2番目の質問中「少子高齢化等の現状」について、詳細にお答えをいたします。

我が国の出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向にございます。本町においても同様で、現状のままでは人口の自然減少が進み、2015年の国勢調査人口2万3,700人強の人口は、2030年には2万人を割り込み、さらに減少を続ける見通しです。高齢化率も2015年の33.2%から上昇を続け、長らく40%前後の高い水準を維持するものと考えられます。こうした人口構造の変化は、税や各種使用料等の減収、社会保障費の増加など、町財政への大きなマイナス要因となりま

す。

また、平成30年7月豪雨災害からの復興、危機管理体制の強化をはじめとするソフト、ハード両面のまちの強靱化、少子化対策や地域活性化の推進など、財政需要は今後も高い水準で推移するものと考えられ、本町の財政環境は一層厳しさを増すものと考えられます。

本町の財政の現状を見ますと、ここ数年の税収は、家屋の新築等による固定資産税の増加により横ばいを保っておりますが、社会保障関連経費は増加の一途をたどっております。豪雨災害の復旧・復興関連経費につきましては、平成30年度は約11億円の決算額、令和元年度は東部地域における防災センターの新設経費を含め22億円程度の予算額となっております。これらの財源を賄う結果、今年度末の財政調整基金は10億円余り、公共施設等整備基金は3億円余りとなるなど、基金全体の残高は、前年度から約4億9,000万円減少し、約19億円となる見込みです。さらに、令和2年度当初予算においても約4億9,000万円の取り崩しを計上しております。

長期債務である町債残高は、平成30年度が約72億円。これに今年度分約12億円が増加し、約84億円になる見込みです。これにより、財政健全化判断比率である実質公債費比率は、これまでの減少基調から一転、上昇に転じることとなります。公債費等の義務的経費の増加は、投資的経費への財源配分を困難とするなど、財政を硬直化させる大きな要因となることから、これら財政指標の動向には注視が必要でございます。

今後の持続可能で活力のあるまちづくりの実現には、重点戦略や基本施策の推進と財政の健全化を両立させることが不可欠であり、行政の合理化、選択と集中の行財政経営等を一層推進し、財政基盤の強化に今後とも努めてまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ほとんど後の話といたしますか、私が聞きたいのは例の7月6日の現実を見て、市長さんも、県知事さんも謝ってないですね、熊野の町長さんも。あれ行政に何か謝っちゃからんいうルールか何かあるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~  
○副町長（内田） まず、一昨年7月6日の日は、大変な災害で、当然町長を含んで、また議会のほうもいろんな形で御心配をいただいたというところですが、今御質問の謝ってはいけないというのがあるかどうかというところについては、ないと思っております。

ただ、謝らなきゃいけないかどうかというのは二次の問題であるとも考えてます。二次の問題であるとも考えてます。そのときの問題点というのが何であったか、いろんな形の中で検証しながら。このたびの検証においても、地域の方、また大原ハイツの関係者の方も入っていただいたり、また昨年度は町内全域をわたって地域懇談会、災害に特化したものを作ってまいりました。

そうした中で、実際に発生した状況、またそのときの現状の中を報告させていただきながら、住民の皆様にも今回の災害は何が問題だったんだろうか、いろんな形の観点の中で御説明をさせていただいてきております。そうした中で、住民の皆様と一緒に、先ほど危機管理監のほうからの説明もありましたが、新たな防災のまちづくりというものと一緒に、住民の皆様と一緒に作成をし、それを今後に生かすというのが一番最大の目的だろうと考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~  
○12番（荒瀧） そこは論理のすりかえがあると思います。というのは、災害が起こった後、逃げなかったという調査に入りましたよね、県が。みんな逃げたいんですよ。命は大事なんです。ただ、情報が足りないんです。これを見てください。避難指示が出て、土石流が出るまで30分ですよ。どうやって逃げるんですか、これ。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~  
○危機管理監（貞永） 避難情報につきましては、避難準備から避難勧告、避難指示というふうに段階的に発生するものでございますけども、通常、町のほうが出す避難につ

いての、避難してくださいよというのが避難勧告ということになります。避難勧告につきましては19時に発令をしておりますので、避難指示から逃げたという部分については、ちょっと違うのではないかというふうに思っております。避難勧告で避難をしていただきたいというのがこちらのほうの気持ちでございました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ちょっと生々しい話なんです、安芸太田町というのは3時に出しますよ。課長の英断です。最終的に出すのは町長ですよ。町長の権限ですから。

熊野の場合は三つの要素が要するという話だったんよ。150ミリプラス気象庁の大雨警報、で、水が流れる、泥水が流れる。三つがそろわにゃ発令できんと。避難勧告、避難指示もそうじゃなかったんよ。ここで質問したときもね。避難指示があつて逃げると。こんな状態で、これはぜひ議長さん、特別委員会をもう一遍開いて、今からも災害が起こってまいります。共通認識を十分持つておきませんと、命ですから。

これ自治事務ですか、機関委任事務ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永危機管理監。

~~~~~○~~~~~

○危機管理監（貞永） 自治事務だというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） だから主体的に熊野町から県、国に、こういう情報が欲しいとって言えるのよ。教育も一緒なんです。だから、上からおりてきて税金取ってください、国税取ってくださいという委任事務じゃないんです。自発性が要るんです、自主自立が。

ですから、ぜひこの件、熊野町、私どもが主体になって組み立て直す、チェックをする。すき間があつたらいけません。メッシュをどんどん小さくして、尊い人命を、住民を救うように、議長、お願いをいたしたいと思っております。

2番目でございます。例の強行採決の件でございますが、町長、これ私ども800万ほど出したんですが、町長のほうは何ぼか出されるんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 町長へという質問ということでございますが、これにつきましては行政一体となったお答えをさせていただいたほうがよろしいと思います。

全体的な、今回、議会のほうで議員さんの削減というのはございました。ただ、行政といたしましては、質問の中にも800万ほど拠出したと。町長はどうされるのかということなんですけど、今の人件費というところで、現在のところ、はっきり申しましてそのところは考えてません。特別職の賃金を落とすといっても3人しかおりませんし、その中のどういう形で落とすのかという形のものも、実際に県の中で落とされたという形のものも伺っておりません。今回の災害等はまた違う、別個のものだろうとは思ってますので、現時点ではそういう形は考えておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） バランスの悪いことなんです。だから、18を16に減らすという根拠もないし、16の中で50万ずつ減らすという論理もあるし、財政が圧迫するから800万なり拠出する必要があるという論理もあるし、これ非常に全然わからん話なんです。ただ、熊野をようせにゃいけんいう議論はあるわけですね。

財政のことは非常に大事です。自分の財布と違うんですね、公共の財政は。違いますよね。起債ができて、先行投資ができて、安定的な住民からの固定資産税、入ってまいります。だから先行投資をして、将来的に税収をふやすと、こういう戦略がとれるんですが、そういう発想はないですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 財政のお話についてということのお尋ねなんで、私の私見も含んでお

話をさせていただきます。

財政というのは、今、一般家庭とは違うんだというお話だったんですけど、私の感覚の中では一般家庭と同じだと考えてます。そうした形で財政担当、係長もさせていただきました。なぜかという、やはり家庭の中の調整というか、そういう形の感覚を持たない人間が町の財政は担えないと。そういう形の感覚では財政はやっていけないと考えております。やはり健全な財政を行った上においては、いろんな形の状況を踏まえて判断をしていかなきゃいけないと。当然のことながら、おっしゃられますように、国の起債とかいう形のものもあります。ただ、これも健全な財政を運営しとる団体において行えることであって、基本的に破綻をするようなまちになってしまいますと、そういうものもできないということになりますので、どのような形で考えていらっしゃるかということの答えに対しましては、同じ形だと私は思ってます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） それはもう少し議論したほうがいいと思うので、総括質問のときも含めて、副町長はそういう感覚でおられると。ということは、入るお金は決まるとるんですから、出す量を減らさなきゃいけないことですよ。いいですか、健全財政ということになると。欲張りな事業は減らしていかんやいけませんよね。いかがですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） 済みません、ちょっと説明が悪かったかもわかりませんが、当然のことながら、入るものをそのまま出さなきゃいけないという感覚ではございません。当然、家を建てるという形になったら大きな財源も必要になってきます。そのものはその年度の収入で賄えるものではございませんので、これについても町財政と同じような形の感覚の中で行えるもんだらうと、家庭の会計もですね。逆に言えば、行財政もそういった形の感覚の中で行えるもんだらうと考えております。

そういった形も含んで、住民の皆様の方には、1人当たりの家で換算した場合にこういう形になりますよという、財政の仕組みという形もお知らせをさせていただきます

がら、家庭で破綻するという事とも、当然のことながら行政で破綻することも同じ形になるんだよという説明をさせていただいてきておるといふこととごさいます。

以上とごさいます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） いろんな点では、あのトンネル、ただいふのはもったいなかつたですね。ここで説明しましたが、4億円なり5億円が入りよれば、熊野だけにはもらえませんが、次の先行投資ができるお金だった。ただほど高いものはないと。これは今でも私は思っておりますが。

そんな中、新峠のトンネルですね。これもう11年前、平本町長が構想を練られました。あのトンネルができることによつて、あのあたりの地価が上がつてまいます。住宅地としても開発してきます。そしたらそれだけ税収が上がつてくる。そういうねらいもあろうと思ふんですね。いかがですか。道路をつくると、道路を買いますが、その固定資産税が上がつて、50年、100年かけて税収は県であり町に入つていくような仕組みですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 内田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（内田） ちょっと済みません、予定してなかつた質問だったのであれですけど、まずトンネルの問題につきましては、これはもう30年前に無料化といふのがもう決まがつていて、お金は町に一銭も入つてきませんので、入るとすれば県のほうにお金が集まがつてくるといふことになりますので、町のほうの財政が潤うといふことは一切ごさいません。

新峠問題につきましては、以前から答弁をさせていただいてますように、いろんな技術的な問題点もごさいます。実際にできないかといふと、いろんな技術をもつてその高さを調整したりする、多額のお金を、経費をかければできると思ひます。ただし、そのお金をかけたものに対しての効果はどの程度見込めるかといふことについては、町のほうでは見込めるかわかりませんが、そのお金を回収する、また道をつけるための費用といふのが、町の中ではなかなか捻出できないといふ形に考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 残念なことなんでございます。私も存じ上げております。道路法のことから行きましょう。30年前。30年で無料というのが原則です。ただ、この法律というのも変えられんことはないんですよ。今の御時勢を考えたときに、自主財源が必要な時代でございます。この4億円を使って、熊野町をよくすることはできませんが、県道は整備できます。いいですか。新峠も県道整備でいけば、南海トラフで海田がつかりますよ、呉のほうから、ゼロメートル地帯。自衛隊もあそこにおったら機能せんようになるんですよ。上へ上がってこにゃいけんという構想。

だから、非常に広域的な発想の中でマネジメントしていく。国のお金も今非常に利子が安いですから、今回の緊急対策に相当なお金、何兆円か出されると思いますけども、今お金は経済政策で、対策でどんどん湯水のごとく要って、1,200億円、1,000億円前後、国も借金ですよ。でもしょうがない、この運営をしていくためには。

そういう発想はそれとしまして、熊野町をよくするんじゃなくて、県道をよくするためにあのお金を使えば、もう一つトンネルをつくる費用にも使えた。

〇議長（大瀬戸） 内田副町長。

〇副町長（内田） 済みません、お答えするのがよろしいかわかりませんが、ちょっとお答えさせていただきます。

トンネルの中で発生した利益というのは、30年前もこの話は出ておりました。町民の方たちはそのときに、無料化にしてくれと署名活動もされていらっしゃいます。無料化にすることによって、熊野町の交通事情がよくなるんだということだったんですけど、当然のことながらそれはできませんでした。やっとなんか30年たった段階で、町民の方、多くの方が署名されたものが生きるという形になってきますけど、実際に、トンネルのところの収益で、全体的な、どこをという形で県のほうが整理されるのに、熊野町のトンネルを利用して、どこのお金に使うかというのは、県のほうで考えられることだと思いますけど、それはなかなか困難なハードルがあると考えております。

ということで、ちょっと私の、済みません。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） ある選挙の場で、溝手顕正先生が応援演説してくださったんですよ。熊野から県会議員を二人出す価値があるんだと。なぜかという、政治力が使えるからなんですよ。やっぱり引っ張り合いこですから。それをきちっとコントロールするのが町長の役目ですよ。

いかにお金を持って大きな事業ができるか、税金をふやしていくか。このあたり、財政の問題は自分の家の問題だけではなくて、家を建てたり、何か投資をするということまで考えたマネジメントだとは理解されてらっしゃるようでございますけど、もっと大きなスペースがあると。近隣住民から近隣の市町村も含めて、熊野の位置のまちづくりはこういうまちづくりをするんだというビジョンがないと納得されませんね。そのあたりも踏まえて、ぜひ今、宗條部長が言われた財政の流れがあります。これをちょっと数字として出していただいて、予算委員会でちょっと私も数字を頭に入れながら総括質問で。

やっぱり今いろんな工場のほうの事業もあり、あそこですよ、東部の避難施設に4億5,000万、土地も入れたら5億。追加工事からいったらわしゃ大変なことになると思うんですが、あそこまでのものをするよりも、今なら設計料で済みますからね。一旦中断して、鉄骨か何かで簡単に1億ぐらいでできるという設計のやり直しも腹の中に入れて財政運営ができるように。放送施設も要るでしょう。情報を出さなきゃ避難ができませんわけです。あのわーわーわーわーって、やっぱりサイレンを鳴らさなきゃね、みんな逃げはしません。何が優先順位が高いか。

これも踏まえて、最後、今の議長にお願いがございます。先般、12月定例会発議2号、可決ありきの強硬な議事進行により大変残念です。本件は、あなたも委員長を務めた特別委員会を含め、8年にわたる議員の協議内で決めた約束、「2万人を切るまでは現状である。各議員の資質を高め、よりよいまちにしていこう。2万人を割らないようなまちにしていこう」を翻し、新人議員との協議もないまま本会議に突然上程、強行可決となりました。あなたは議員歴14年。途中、町長選挙にも出られ、報酬6,000万円以上税金で育てられ、志の高い方とっておりました。地方自治の一翼を

担う議会の信用、信頼、議会制民主主義の破壊行為です。前言を翻す話し合いもなく約束を破ることが前例となれば、執行部は議案もよう出せません。ひっくり返されま
すから。

2番目、憲法明治22年発令以来130年。熊野村、町議会始まって以来のこれは汚
点です。よって、なぜこうなったのか、検証委員会設置をお願いしたいと思います。
当然、委員長は反対者6名の中から。議会を守り、議会議員おののおを守り育てるた
めに私は決して人は切りません。逃げず真正面から取り組み、この病巣、原因を解明
し、解決してまいりましょう。

この件、町長、全然関与されてませんか。この発議について。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 答弁ございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 暫時休憩します。

（休憩 15時46分）

（再開 15時47分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 会議を再開します。

町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議会の定数については、議員言われてるように二元代表制なんで、私が
どうのこうのという立場ではございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 10人の捺印の中で町長がおられなかったらなかなか発議できない方
ばかりと私は読むんですが、ぜひ特別委員会、検証委員会をしていただいて、この
事実関係を調べていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、ただいまのお話は議会の中で全協を催しておりますから、そのときに再度提案してください。お願いします。

以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） お諮りします。これより日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号を一括議題とすることに決定しました。

これより日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在、熊野町で活躍中である6名の人権擁護委員のうち、3名の任期が令和2年6月30日で満了することに伴い、再任及び新たな委員の推薦について、人権擁護委員法に基づき議会の御意見を伺うものでございます。

今回再任の推薦をいたしますのは、現委員であります梶山孝之氏、木村 子氏の2名でございます。梶山委員におかれましては平成26年から2期、木村委員は平成29年から1期目の活動中でございますが、住民からの信頼と実績のある熊野町の人権擁護問題へ積極的に取り組んでいただいております。

次に、新しく候補とします荒谷直美氏は、昭和53年から平成28年までの長年にわたり広島県の養護教諭として勤務され、その中では町内3校の小学校で勤務されるなど、熊野町の教育現場等にも詳しく、いじめ問題など子供の人権問題に造詣が深い方でございます。

以上、3名の方は職業経験や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。

本案については、梶山孝之さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、梶山孝之さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。

本案については、木村 〇子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、木村 〇子さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第3号について採決します。

本案については、荒谷直美さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、荒谷直美さんを適任とすることに決定しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第1号、熊野町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第1号、熊野町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年度の機構改編に向けて、各課が所管する事務について見直しを行い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により教育委員会の所管とされている文化財の保護に関する事務について、まちづくりや観光などと一体的に取り組むこととし、当該事務を町長部局に移管することとしたため、同法第23条第1項の規定により条例を定めるとともに、熊野町文化財保護条例について所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました熊野町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において「議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。したがって、本案について教育委員会に意見照会をし、教育委員会からの回答をもって審議したいと思っておりますので、御了知ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第2号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第2号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、改正地方自治法が令和2年4月1日に施行されることに伴い、町長等が町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、賠償責任額から一部を免責する条例の制定が可能になったため、必要な事項について定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第2号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

資料5をお願いいたします。

まず、1の趣旨でございますが、地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から、「町長、副町長、委員会の委員長若しくは委員又は職員」、以下「町長等」と省略させていただきます。町に対して負う損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、賠償責任額から一部を免責する条例の制定が可能になったことを踏まえ、必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。

次に、2の法改正の背景でございますが、現行制度では、住民訴訟において、町長等が町に損害を生じさせたと判断された場合には、軽過失の場合においても損害について責任を追及され、個人に対して多額で過酷な損害賠償を命じられた事例が起きており、町長等の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じるという負の側面がございます。こうした萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任について、町長等への追及のあり方を見直すことが必要とされたものでございます。

次に、3の内容でございますが、地方自治法施行令において規定された参酌基準に準じて、損害賠償責任の原因となった日を含む会計年度において支給され、又は支給されるべき給与の1会計年度当たりの額に相当する額に、区分に応じた数を乗じた額、町長は6、副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員は4、農業委員会の委員、固定資産評価委員会の委員は2、職員は1を最低負担額とし、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、町長等が町に対して負う損害賠償責任額から最低負担額を控除した額について負担を免れるものでございます。

施行日につきましては、4に記載のとおり、令和2年4月1日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案については、新地方自治法第243条の2第2項において「議会は、前項の条例の制定又は改廃に

関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。」と規定されております。したがいまして、本案について、監査委員に意見照会をし、監査委員からの回答をもって審議したいと思いますので、御了知ください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第3号、機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年度から町の事務組織機構を改編することに伴い、部名及び課名、各所属の事務分掌が大きく変更されるため、影響を受ける条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第3号、機構改編に伴う関係条例の整備に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

基本的な行政体制の整備や、各行政分野における環境の変化に対応するため、令和2年度から町の事務組織機構を再編いたします。これに伴い、各部の設置及び各部の事務分掌を定めた「熊野町事務分掌条例」をはじめ、機構改編により変更となる部名及び課名を引用している条例について、所要の改正を行うものです。

熊野町事務分掌条例につきましては、町長の権限に属する事務を分掌させるために設置している総務部、民生部、建設部を、総務部、住民生活部、健康福祉部、建設農林部に改編いたします。

各部が所掌する事務につきましては、総務部は主に人事、予算、町政の企画や総合調整、観光や文化財に関する事務を分掌し、住民生活部は主に戸籍や保険、税、危機管理、人権などの事務を分掌し、健康福祉部は主に社会福祉、介護保険、子育て支援な

どの事務を分掌し、建設農林部は道路や河川、農林水産業、都市計画、町営住宅などの事務を分掌いたします。また、各部とは別に、町長の直近下位の内部組織として危機管理監を設置し、大規模災害発生時等の対応に関する事務を分掌させることとしています。

そのほかの条例につきましては、各条例で引用している部名及び課名を機構改編による変更後の名称に、それぞれ改めるものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第4号、熊野町防災・減災まちづくり条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、熊野町防災・減災まちづくり条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案は、町全体が協働して災害に強いまちづくりに取り組むために、町民、事業者、関係機関、町の責務や役割、連携のあり方等を明確にし、防災・減災に係る基本的事項を定めるものでございます。条例に定める町の責務に基づき、着実に防災・減

災施策を実施していくとともに、町全体で防災・減災まちづくりに取り組む体制づくりを推進してまいります。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第4号、熊野町防災・減災まちづくり条例案の詳細について御説明申し上げます。

資料7をごらんください。

まず、1の条例の目的でございますが、災害への対応は、行政の防災力だけでは限界があります。そのため、行政、町民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、協働して防災・減災に取り組むことが必要となります。

本条例は、町民、事業者、自主防災組織、避難支援等関係者及び町の責務や役割、連携のあり方を明確にし、防災・減災に関する基本的事項を定めることにより、それぞれがみずからの役割を認識した上で、主体的に取り組む機運を醸成するとともに、協働して災害に強いまちづくりを実現することを目的としております。

次に、2、基本理念でございます。防災・減災のまちづくりは、みずからの身はみずから守る「自助」、地域でともに支え合う「共助」、町が町民の生命と財産を守り、自助、共助を支援する「公助」、町、町民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、互いに連携、協力して災害に強いまちづくりを推進する「協働」の理念に基づき、それぞれの責務と役割を果たし、協働して取り組むことを基本理念といたします。

次に、3、条例案の概要でございますが、本条例案は前文及び7章、26条で構成されております。

内容としましては、まず前文では、防災・減災まちづくり条例制定の背景及び実現を目指す町の姿を述べております。平成30年7月豪雨災害の経験から、自助、共助、公助が、協働して防災・減災に取り組むことが必要であること。そして、その取り組みにより災害に強いまちづくりを実現するためにこの条例を制定する、としております。

第1章は総則として、条例の目的、用語の定義、先ほど申しました条例の基本理念を

定めております。

第2章は自助について規定しております。町民の役割として、生活物資等の備蓄、危険箇所や避難所の確認などの災害への備え、早期の避難の実践により安全を確保すること、事業者の役割として、避難訓練の実施等、災害への備えのほか、帰宅困難者の発生を抑制するための取り組みを行うことなどにより、従業員、利用者、来訪者の安全の確保に努めることを定めております。

第3章では、共助について規定しております。町民、事業者の役割として、ふだんから地域コミュニティを大切にし、災害時に地域で助け合い、支え合える関係づくりに努めること、災害時の救護等への協力について定めております。また、地域防災における重要な役割を果たす自主防災組織の役割について定めております。

第4章では、公助について規定しております。町が行うべき防災・減災に関する取り組みとして、防災・減災対策の推進、関係機関との連携、災害情報の迅速かつ的確な伝達のほか、帰宅困難者への支援、防災訓練等の実施、消防団の組織及び機能の強化、物資、資器材の備蓄、公共施設の強靱化に取り組むことを定めております。また、防災教育の推進など、学校等の役割、町職員の責務及び議会の役割について定めております。

第5章では、協働について規定しております。前文や基本理念にもありますが、防災・減災対策は行政の防災力だけでは限界があります。町全体で協働によって災害に強いまちづくりを推進していくことが重要です。自主防災組織、自治会、社会福祉協議会との協働の取り組みを定めるとともに、第23条では災害発生時の対応、第24条では避難所の運営等について、町全体が協働して取り組むことを定めております。

第6章では、要配慮者への支援について規定しております。避難行動要支援者名簿の作成など、町が行う取り組みのほか、地域における避難行動要支援者への支援体制の整備等について定めております。

第7章、第26条では伝承について定めております。災害に関する記録や、災害から得られた教訓を今後の防災対策に生かすとともに、防災の日、防災週間をはじめとしたあらゆる機会において伝承し、防災意識の醸成を図ることとします。

最後に、この条例の施行期日でございますが、令和2年4月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） この条例の目的、そして基本理念に明記をされております町民、事業者、自主防災組織等々の責務、役割、そして基本理念の自助、共助、そして協働。これ住民等に対してどのように理解と周知を進めていくのか、お尋ねします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） この条例の制定につきまして、住民への周知方法ですけども、町広報、ホームページはもちろんですけども、防災訓練等、あらゆる機会を通じて、こういうふうな条例をつくりましたんで、皆さん協力して、協働して防災・減災に取り組ましようというふうな形で周知のほうを図っていきたくと思います。

今、条例だけを読むとなかなか読みづらいところもありますので、パンフレット、絵とかを今考えているんですけども、そういうふうなものを入れて、わかりやすい形で住民の皆様の方に配布させていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） ありがとうございます。

確かに広報等、ホームページは当然のことですが、今答弁にありましたように、実際にハンドブックとか、印刷物とかの配布、それと新年度予算のほうでも計上されておるようですが、防災フェア等々で、実際に目に見える形での広報、理解の場をつくっていただきたいと思います。

それと、二つ目なんですけど、第19条に、議会の役割というのが明記されております。町の執行部が考える議会としての役割、議会に期待するものについてございましたら、答弁をお願いします。

〇議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

〇総務部次長（堀野） 19条の議会の役割ということで、執行部として期待するというのはなかなかちょっと難しいと思うんですけども、議会のほうで災害発生時の対応要領等を策定されてると思います。それに沿った行動等をしていただければいいんじゃないかと考えております。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

〇議長（大瀬戸） これより日程第13、議案第5号、熊野町監査委員条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第5号、熊野町監査委員条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年4月1日から施行となる改正地方自治法において、条例で引用する条が繰り下げられることに伴い、熊野町監査委員条例について、引用条文の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第5号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第14、議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第6号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、これまで育児休業制度の対象となっていなかった一般職の非常勤職員につきまして、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営を図るため、非常勤職員の育児休業及び部分休業について規定するものでございます。主な内容といたしましては、1年以上の任用実績がある場合など一定の要件を満たす非常勤職員には、育児の状況を踏まえ、最長で子が2歳に達するまでの期間、育児休業の取得を可能とするものでございます。

次に、育児休業後の部分休業でございますが、仕事と育児の両立を図るため、任用実績や勤務時間など一定の要件を満たす非常勤職員には、子が3歳に達するまでの期間、1日2時間の範囲内で部分休業の取得が可能となるよう、所要の改正を行うものでご

ざいます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第15、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年度から町立小・中学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、各小・中学校へ学校運営協議会を設置することに伴い、学校運営協議会委員の報酬に関する規定を追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第16、議案第8号、熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第8号、熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、近年の災害の大規模化、広域化に対応するため、町の防災施策の基本となる地域防災計画を作成し、その実施を推進する事務をつかさどる熊野町防災会議における委員の定員の増加及びその構成員を追加するものでございます。

詳細につきましては、危機管理課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 議案第8号、熊野町防災会議条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

市町村防災会議の組織及び所掌事務は、災害対策基本法第16条第6項において、都道府県防災会議の組織及び所掌事務に準じることとされております。本町では、これまで広島県の西部厚生環境事務所、西部農林水産事務所、西部建設事務所、海田警察署、広島市消防局、熊野町消防団、中国電力株式会社、広島電鉄株式会社、西日本電

信電話株式会社、広島ガス株式会社、熊野町医師会及び町議会から御推薦をいただき、その代表者を防災会議委員として委嘱し、防災会議において、地域防災計画や総合防災訓練の訓練計画等について審議をし、決定してまいりました。

平成30年7月豪雨では、これまでに経験したことの無い大きな災害となり、国、県、警察、消防、自衛隊、三重県などの他自治体や各地からのボランティアの方々に御支援をいただきました。この経験を踏まえ、平常時から国及び自衛隊などとの連携を図ることで、災害発生時の迅速な対応につながるものとして、指定地方行政機関、陸上自衛隊及び自衛隊の退職者で構成される公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部を新たに構成員として加えるものでございます。

また、町内で活動されている自主防災組織や、災害時にボランティアセンターを開設する社会福祉協議会、避難所運営などでの防災に関する女性の視点を取り入れるため、女性の視点からの防災・減災・復興についての提言ができるものとして町長が適当と認める者を加えるものでございます。

なお、これらの構成員を新たに加えることに伴い、防災会議委員の定員について、25名から30名にふやすものでございます。

なお、第4条第2項及び第3項の改正につきましては、専門委員への委嘱及び解嘱についての記載が漏れていたため加えるものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 13番、女性の視点から防災・減災・復興について提言ができるものとして町長が適当と認める者、（14）その他、町長が必要と認める者、とありますが、具体的に想定される方はどのような方を想定されているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡危機管理課長。

~~~~~○~~~~~

○危機管理課長（花岡） 広島県では、県が要請した広島防災リーダーや、自主防災組織



の結成や活動に関して知識や技能を有する方を広島県自主防災アドバイザーとして登録しておられます。この中には女性もいらっしゃるということで聞いておりますので、このような防災に関する知識や技能を有する方を現在考えております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第17、議案第9号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第9号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、平成30年7月豪雨の際に国から譲渡された10台の空調機器を、避難所開所時だけでなく、平時の夏季期間中においても利用できるよう、利用料金を設定するものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 榎並生涯学習課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○生涯学習課長（榎並） それでは、議案第9号、熊野町社会体育施設等設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明いたします。

平成30年7月豪雨により避難所となった熊野町民体育館へ、国からのプッシュ型支援として10台の空調機器が設置され、そのまま無償で譲渡され、災害用の備品としてこれまで危機管理課で管理をしておりました。空調機器の利用については、避難所開設時のみとしておりましたが、施設利用者から、空調機器の利用を希望する声が多いことや、近年の猛暑の影響によりスポーツ活動における施設利用者の健康被害が懸念されることから、所管の危機管理課と協議の上、昨年8月から9月の期間において、空調稼働した場合における1時間当たりの電気料金及び電気基本料金の影響額を試算し、合算した額を空調利用料として、町民体育館アリーナ利用料とあわせて徴収し、平時についても暫定的に供用いたしておりました。

現在は、危機管理課から生涯学習課へと所管がえが行われ、次年度以降も、空調機器を引き続き有効に活用し、猛暑下のスポーツ活動での施設利用者の健康が損なわれることのないよう、環境整備に努める必要があることから、6月から9月までの午前9時から午後5時までの間を夏季利用時間とし、この期間における空調利用料を定めるものでございます。

利用料金の設定につきましては、過去の使用電気料金の実績から、空調機器を稼働した場合の電気料金への影響額を試算し、1時間当たりの空調利用料を定めております。また、利用面積による調整は行わず、同一利用料金としております。

なお、近隣の社会体育施設を参考に検討した上で、これまで熊野町民体育館で活動されていた皆様に、急激な負担増が生じないような利用料金設定となっております。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） この体育館に関しては、町内の利用者が利用するに当たり、1時間当たり800円ということだと思えるんですけども、町外の方が利用されることはないん

でしょうか。

〇議長（大瀬戸） 榎並生涯学習課長。

〇生涯学習課長（榎並） 町外の方の利用もございます。一律800円といたしております。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

本日は延会とし、あす午前9時30分から会議を開くことに決定しました。

お疲れさまでした。

（延会 16時34分）